葛飾区男女平等推進計画 (第6次)

(素案)

令和4年度~令和8年度 **葛飾区**

令和4年(2022年)3月 葛飾区長

(区長写真)

目 次

第1章 計画の策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・	• 1
1 計画策定の目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 3
2 計画の基本理念 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. З
3 計画の性格 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. З
4 計画の期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 4
5 計画の背景 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 4
第2章 葛飾区の男女平等推進の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 9
1 少子・高齢化と世帯の変化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
2 女性の労働と男女平等推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
3 配偶者等からの暴力 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
4 男女平等推進を取り巻く状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
第3章 計画の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
1 計画の体系 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
2 基本目標と推進体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
目標1 男女平等意識を高め、男女共同参画を推進します・・・・・・・・・・	22
課題① 男女平等教育の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
課題② あらゆる分野における男女共同参画の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
目標2 自分自身を大切にし、希望するライフスタイルを選択できるよう支援します	32
課題① ワーク・ライフ・バランスの推進(仕事と生活の調和) ・・・・・・・	32
課題② 男性の家庭生活への意識啓発と参画支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
課題③ 生涯を通じた健康支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
目標3 誰もが安全・安心して暮らせる環境を整備します・・・・・・・・・・	44
課題① あらゆる暴力の根絶 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	44
課題② 生活上困難な状況を解消するための取組促進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	53
目標4 互いの人権を尊重し、平等な社会を実現します・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	56
課題 多様性の尊重・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	56
推進体制 男女平等・男女共同参画の実現に向けた推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	60
課題① 推進体制の強化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	60
課題② 国・東京都との連携 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	62
3 計画事業一覧	63

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の目的

本区では、男女平等社会を実現するため、平成8年に「男女平等社会実現かつしかプラン(葛飾区女性行動計画)」を策定しました。その後、平成16年に「葛飾区男女平等推進条例」を施行し、社会情勢や男女平等を取り巻く状況の変化に応じて、第5次までの男女平等推進計画を策定し、様々な男女平等推進施策を展開してきました。

そしてこの度、さらなる男女平等社会の実現を目指し、男女平等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「葛飾区男女平等推進計画(第6次)」(以下「本計画」という。)を策定します。本計画では、男女平等社会実現のための直接的、間接的な取組を体系化し取りまとめています。

2 計画の基本理念

本計画の基本理念は、葛飾区男女平等推進条例第3条に則ったものです。

第3条 男女平等社会は、次に掲げる基本理念に基づき推進されなければならない。

- (1) 男女が、性別による固定的な役割分担意識又はそれに基づく社会的な制度 若しくは慣行による差別を受けず、自己の意思による多様な生き方の選択を保障されること。
- (2) 男女が、協力し合うことにより、家庭生活と社会生活の両立を図ることができ、家庭及び社会における役割を果たすことができること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、その意欲と能力に応じ、あらゆる領域における活動に参画する機会(方針の立案及び決定の過程に参加する機会をいう。)を保障されること。

3 計画の性格

- (1) 葛飾区男女平等推進条例の理念を実現するために、同条例第8条に基づき策定し、 「葛飾区男女平等推進計画(第5次)」を継承・発展させた計画です。
- (2) 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に定める「市町村男女共同参画計画」に該当する計画です。
- (3)「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に定められた「市町村基本計画」にあたる「葛飾区配偶者暴力の防止及び被害者保護のための計画(第4次)」を包含します。
- (4)「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に定められた「市町村推進計画」にあたる「葛飾区女性活躍推進計画(第2次)」を包含します。

4 計画の期間

令和4(2022)年度から令和8(2026)年度までの5か年とします。

5 計画の背景

葛飾区男女平等推進計画(第5次)策定(平成29年3月)後における区、国、都の主な動きは以下のとおりです。

(1)区の動き

①葛飾区基本計画(平成 25 年度~令和4年度)及び葛飾区後期実施計画(平成 31 年度~令和4年度)における男女共同参画施策の位置付け

基本目標3「豊かな区民文化を創造しはぐくむまち-生涯学習とふれあい-」、政策16「人権・平和・ユニバーサルデザイン区民一人ひとりの人権が尊重され、平和で暮らしやすい社会を築きます」の中で、「すべての人の基本的人権が尊重され、男女が対等な立場で協力し合えるようにします」として、男女平等の推進や配偶者暴力の防止等に取り組むとしています。

また、葛飾区後期実施計画(平成31年度~令和4年度)では、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)応援事業」、「男性の家庭生活への参画支援事業」、「配偶者暴力防止事業」の3つを計画事業として位置付けています。

②区民や事業所に向けた男女共同参画の働きかけ

区民に向けた働きかけとして、誰もが自分らしく生きていける社会に向けての学びと 交流の場である葛飾区男女平等推進センターにおいて、講座・講演会、女性のための相 談、施設使用、図書資料の閲覧・貸出等をしています。また、区民向けの情報紙「こんに ちは人権」(年1回)を発行し、男女共同参画に関する情報提供を行っています。

また、ワーク・ライフ・バランスの理解促進のために情報誌「LooP」(年1回)の発行の他、区内事業所に向けた働きかけとして、ワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー派遣事業等を行っています。

③関連する各分野における計画の策定・改定

福祉、子育て、健康関連の計画が策定・改定され、保育所の待機児童の解消や家族介護者への支援などワーク・ライフ・バランスに関わる施策や生涯にわたる健康支援などの施策が含まれています。

【主な動き】

- ◎「第8期葛飾区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」(令和3年度~令和5年度)
- ◎「第5期葛飾区高齢者虐待防止・養護者支援計画」(令和2年度~令和5年度)
- ◎「葛飾区障害者施策推進計画」(平成30年度~令和5年度)・「第6期葛飾区障害福祉計画」 (令和3年度~令和5年度)・「第2期葛飾区障害児福祉計画」(令和3年度~令和5年度)
- ◎「葛飾区教育振興基本計画」(令和元年度~令和5年度)
- ◎「第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画」(令和2年度~令和6年度)
- ◎「第2次かつしか健康実現プラン」(令和元年度~令和5年度)

(2) 国の動き

①「第5次男女共同参画基本計画 ~すべての女性が輝く令和の社会へ~」の策定 第5次男女共同参画基本計画の構成は、以下のとおりです。

第5次男女共同参画基本計画の構成

	政策領域	目指すべき社会 策定方針と構成 等			
		① 政策・方針決定過程への女性の参画拡大			
I	あらゆる分野における女性	② 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和			
1	の参画拡大	③ 地域における男女共同参画の推進			
		④ 科学技術・学術における男女共同参画の推進			
		⑤ 女性に対するあらゆる暴力の根絶			
П	Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現	⑥ 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する 支援と多様性を尊重する環境の整備			
		⑦ 生涯を通じた健康支援			
		⑧ 防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進			
	用人共同名両社人の実現に	⑨ 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備			
Ш	男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	⑩ 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進			
	PAN / CZEIII. VIE MI	⑪ 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献			
IV	推進体制の整備・強化	国内本部機構の機能の充実・強化、男女共同参画の視点を取り込んだ政 策の企画立案及び実施等の推進、地方公共団体や民間団体等における取 組の強化			

〇 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の施行

政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もっと男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的として施行されました。国及び地方公共団体の責務として、「政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めるものとする」と定められました(平成30年5月23日公布・施行)。

〇「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」の改正 事業主である国や地方公共団体、民間企業等には、女性の活躍推進に向けた数値目標 を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業生活における活躍に関する情報の公 表が義務付けられていますが、対象企業の拡大(労働者301人以上から101人以上の 企業に拡大)や情報公表の強化等を内容とする法改正を行いました(令和2年6月1日 施行、対象企業拡大については令和4年4月1日施行)。

○ 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正

平成 29 年 10 月の改正では、子が1歳6か月に達した時点で、保育所に入れない等の場合、申出により、育児休業期間を「最長2歳まで」延長できるようになり、あわせて育児休業給付金の給付期間も延長されました。

さらに、令和元年 12 月 27 日に育児や介護を行う労働者が、子の看護休暇や介護休暇を時間単位で取得することができるよう、法改正されました(令和3年1月1日施行)。

②女性に対する暴力防止の動き

女性に対する暴力防止についても、さまざまな取組が進められています。

○ 「ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)」の改正

平成 28 年 12 月の改正では、被害者が拒んでいるにも関わらず、連続してブログや SNS等の個人ページにコメントを送るなどの行為が規制対象となりました。また、迅速に被害者を守るために緊急の場合は、加害者への事前の警告をせずに禁止命令等を出すことができるようになりました。

さらに、令和3年5月18日に実際にいる場所の付近において見張る、拒まれたにもかかわず、連続して文書を送る行為等のほか、GPS機器等を用いた位置情報の無承諾取得等を新たに規制対象とする法改正を行いました(令和3年6月15日施行、位置情報の無承諾取得等については令和3年8月26日施行)。

O DV相談体制の拡充

新型コロナウイルス感染拡大に伴う外出自粛、休業等が行われる中、生活不安・ストレスによるDVの増加・深刻化の懸念を踏まえて「DV相談+(プラス)」を開始し、相談体制を拡充しました(令和2年4月20日開始)。

〇 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」の決定

令和2年度から4年度までの3年間を性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として、 刑事法の検討、被害者に寄り添った細やかな支援の一層の充実、加害者対策、教育・啓発 の強化等の取組が盛り込まれています(令和2年6月11日決定)。

③職場におけるハラスメント防止対策の強化

パワー・ハラスメント対策が法制化(労働施策総合推進法の改正)され、事業主はパワー・ハラスメントの防止のための雇用管理上必要な措置(相談体制の整備等)を講じることが義務付けられました。また、職場におけるセクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントについては、「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」により、雇用管理上の措置を講ずることが既に義務付けられていましたが、法改正により、事業主に相談した労働者に対する不利益な取扱いを禁止する等、防止対策が強化されました。さらに、職場でLGBTを差別するような言動やSOGI(性的指向及び性自認)を暴露するようなアウティング行為が起こらないよう防止策を講じることが明記されました(令和2年6月1日施行)。

(3) 都の動き

①「東京都男女平等参画推進総合計画」の策定

「男女平等参画のための東京都行動計画」及び「東京都配偶者暴力対策基本計画」を改定し、「東京都男女平等参画推進総合計画」(平成 29 年度~令和3年度)を策定しました。重点課題を「①働く場における女性に対する積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の促進」「②働き方の見直しや、男性の家庭生活への参画促進等を通じたライフ・ワーク・バランスの実現」「③地域社会とのかかわりを通じた働く場にとどまらない活動機会の拡大」「④男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた多様な主体による取組」の4つとしています(平成 29 年3月策定)。

②「特定異性接客営業等の規制に関する条例」を制定

青少年の健全な育成を阻害する行為及び青少年を被害者とする犯罪を防止することを目的とし、主に女子高生にマッサージを行わせたり、会話やゲームの相手をさせたりする等のサービスを提供する、いわゆる「JKビジネス」等を規制した内容となっています(平成 29 年3月31日公布、7月1日施行)。

③「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」を制定 東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催都市として、いかなる種類の差別も 許されないという、オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指すため に制定され、「多様な性の理解の推進」及び「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の 解消に向けた取組の推進」を図るものとしています(平成 30 年 10 月 15 日公布、平 成 31 年 4 月 1 日施行)。

④「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」を策定

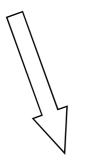
「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」第5条の規定に基づき、性自認及び性的指向を理由とする不当な差別の解消並びに啓発などの推進を図るために策定され、基本的な考え方、これまで取り組んできた施策、今後の方向性等を示しています(令和元年12月策定)。

計画の位置づけ

[国]

【東京都】

- 男女共同参画社会基本法 平成 11 年度~
- •第5次男女共同参画基本計画 令和2年度~
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 等に関する法律 平成 13 年度~
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 平成27年度~
- 東京都男女平等参画基本条例
- 東京都男女平等参画推進総合計画 平成 29 年度~ 東京都配偶者暴力対策基本計画 東京都女性活躍推進計画



葛飾区基本構想 葛飾区基本計画

(平成 25 年度~令和4年度) **葛飾区後期実施計画**

(平成31年度~令和4年度)



人権尊重・男女平等推進施策を位置づけ

葛飾区男女平等推進条例

- 葛飾区男女平等推進計画(第6次)
- 葛飾区配偶者暴力の防止及び被害者保護のための計画(第4次)
- 葛飾区女性活躍推進計画(第2次)

令和4年度~令和8年度

施策の連携

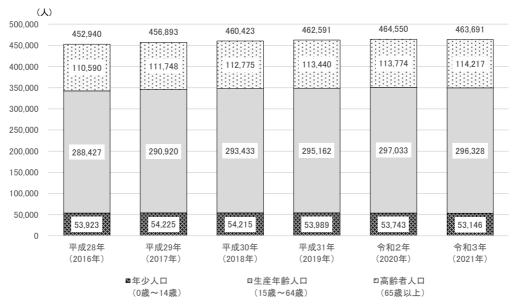
- •「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第15条に定められる 葛飾区職員活きいきワークライフ推進計画(特定事業主行動計画)(令和3年度~令和7年度)
- 第8期葛飾区高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画 (令和3年度~令和5年度)
- 第5期葛飾区高齢者虐待防止 養護者支援計画(令和2年度~令和5年度)
- 葛飾区障害者施策推進計画(平成30年度~令和5年度)
- •第6期葛飾区障害福祉計画(令和3年度~令和5年度)
- •第2期葛飾区障害児福祉計画(令和3年度~令和5年度)
- 葛飾区教育振興基本計画(令和元年度~令和5年度)
- ・第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画(令和2年度~令和6年度)
- ・第2次かつしか健康実現プラン(令和元年度~令和5年度)

第2章 葛飾区の 男女平等推進の現状

1 少子・高齢化と世帯の変化

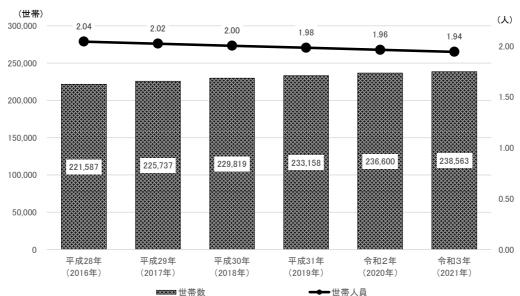
(1)年齢3区分別人口の推移

葛飾区の人口は微増傾向にあり、令和3年1月1日現在463,691人となっています。年齢3区分別の人口構成比をみると、高齢者人口は微増する一方、生産年齢人口、年少人口は微減しています。世帯数は、令和3年1月1日現在238,563世帯で平成28年から16,976世帯増加しています。一方、世帯人員数は1.94人と減少傾向にあります。



図表 年齢3区分別人口の推移(葛飾区)

各年1月1日現在 資料:住民基本台帳

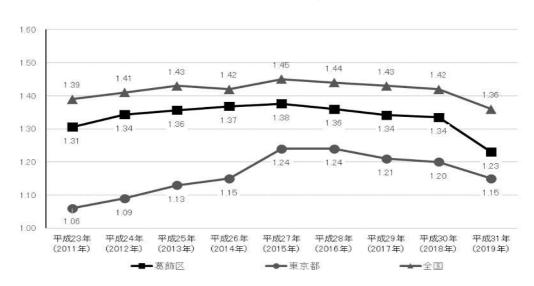


図表 世帯数及び世帯人員の推移(葛飾区)

各年1月1日現在 資料:住民基本台帳

(2) 合計特殊出生率

葛飾区の合計特殊出生率は、平成23年から平成27年までは増加傾向ですが、以降 は減少傾向にあり、特に平成31年は1.23と大きく減少しています。全国の1.36を 下回っていますが、東京都の1.15を上回っています。

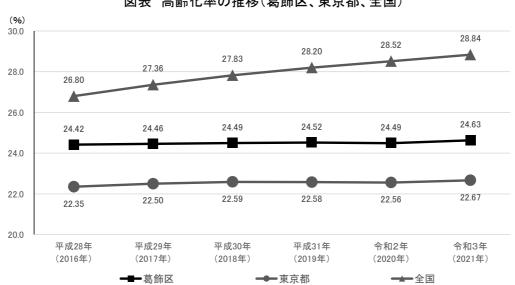


図表 合計特殊出生率の推移(葛飾区、東京都、全国)

各年1月1日現在 資料:葛飾区 東京都人口動態統計、東京都 東京都人口動態統計、国 人口動態統計

(3) 高齢化率

葛飾区の高齢化率は、全国と比較すると上昇率は緩やかな増加傾向にあり、令和3年 は 24.63%となっています。 全国の 28.84%を下回っていますが、 東京都の 22.67% を上回っています。



図表 高齢化率の推移(葛飾区、東京都、全国)

各年1月1日現在

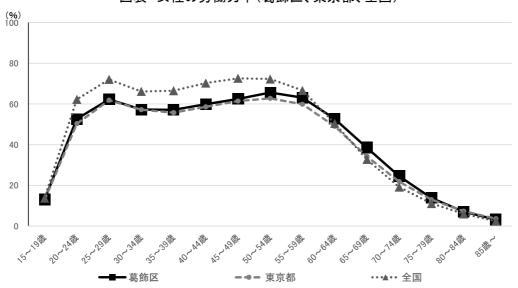
資料: 葛飾区 住民基本台帳、東京都 住民基本台帳、国 人口推計

2 女性の労働と男女平等推進

(1)女性の労働力率

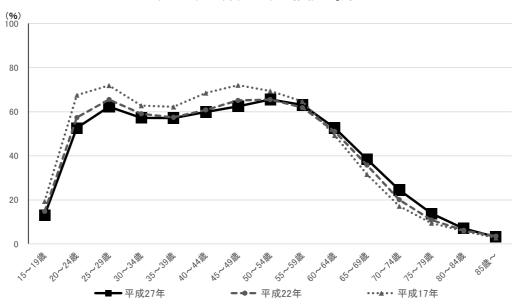
葛飾区の女性の労働力率は、60 歳から 79 歳までで東京都、全国をともに上回っています。一方、15 歳から 59 歳までは、全国を下回っています。

女性労働力率の推移をみると、20歳~49歳はやや下降傾向にあります。一方、60歳~84歳までの労働力率は上昇しています。



図表 女性の労働力率(葛飾区、東京都、全国)

資料:国勢調査(平成27年)



図表 女性の労働力率の推移(葛飾区)

資料:国勢調査(平成 17、22、27 年)

(2) 審議会・委員会等への女性の参画状況

葛飾区の審議会・委員会委員に占める女性の割合は、「地方自治法第202条の3に定める審議会*1」は31.2%で、東京都特別区合計よりも高くなっていますが、東京都よりは低くなっています。「地方自治法第180条の5に定める委員会*2」は12.0%で、東京都、東京都特別区合計よりも低くなっています。その他審議会等は26.9%で、東京都、東京都特別区合計よりも低くなっています。

図表 審議会・委員会等の女性の参画状況(葛飾区、東京都)

(人,%)

		台法(第202 !める審議会	-			その他審議会等			
	委員 総数	女性 委員数	割合 (%)	委員 総数	女性 委員数	割合 (%)	委員 総数	女性 委員数	割合 (%)
葛飾区	666	208	31.2%	25	3	12.0%	283	76	26.9%
東京都 特別区合計	15,033	4,333	28.8%	385	74	19.2%	17,409	5,998	34.5%
東京都 市町村合計	14,626	4,204	28.7%	1,068	175	16.4%	13,103	4,958	37.8%
東京都 区市町村合計	29,659	8,537	28.8%	1,453	249	17.1%	30,512	10,956	35.9%
東京都	662	219	33.1%	91	15	16.5%	1,649	516	31.3%

※令和2年4月1日現在

※東京都については、平成31年4月1日現在

資料:東京都男女平等参画 区市町村の男女平等参画推進状況

- ※1:第202条の3 (職務・組織・設置)
 - ① 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基づく法令又は条例の定めるところにより、 その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。
 - ② 附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。
 - ③ 附属機関の庶務は、法律又はこれに基づく政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。
- ※2:第180条の5(委員会及び委員の設置)(④~⑧は省略)
 - ① 執行機関として法律の定めるとところによる普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、 左の通りである。
 - 一 教育委員会
 - 二 選挙管理委員会
 - 三 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあっては公平委員会
 - 四 監査委員
 - ② 前項に掲げるものの外、執行域間として法律の定めるところにより都道府県に置かなければならない委員会は、左のとおりである。
 - 一 公安委員会
 - 二 労働委員会
 - 三 収用委員会
 - 四 海区漁業調整委員会
 - 五 内水面漁場管理委員会
 - ③ 第 1 項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるとところにより市町村に置かなければならない委員会は、左のとおりである。
 - 一 農業委員会
 - 二 固定資産評価審査委員会

3 配偶者等からの暴力

(1) 葛飾区のDV相談件数

葛飾区男女平等推進センターにおけるDV相談件数は、平成30年度までは減少傾向にありましたが、令和元年度は増加しています。

図表 葛飾区男女平等推進センターにおけるDV相談件数

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
相談件数	516 件	422 件	422 件	498 件	件

資料: 葛飾区

(2) 東京都内のDV相談件数

配偶者暴力の相談件数は、区市町村の合計は増加傾向にあり、令和元年度は38,928件となっています。都支援センターの合計は大きな増減はなく、警視庁は増加傾向にあります。

→ 合計 → 区市町村計 → 都支援センター計 → 警視庁 件 70,000 58,670 60,000 49,829 51,357 51,935 50,000 34,911 35,457 36,084 38,419 40,428 40,109 38,928 40,000 19,155 21,699 23,462 24,693 26,547 28,110 30,467 31,094 21,332 23,973 25,007 25,118 26,785 30.000 11,164 13,134 13,666 14,433 16,061 20,000 8,606 8,704 10,330 9,442 8,942 9,116 9,166 8,719 9,917 8,812 8,828 9,949 7,882 10,000 904 1,041 1,328 1,575 1,873 2,118 2,608 2,882 2,553 2,449 2,756 3,152 3,967 5,260 7,363 8,976 8,612 8,600 14年度 15年度 16年度 17年度 18年度 19年度 20年度 21年度 22年度 23年度 25年度 25年度 26年度 27年度 28年度 29年度 30年度 令和元

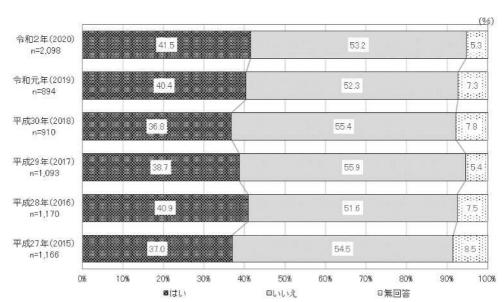
図表 配偶者暴力についての相談件数の推移(東京都)

資料:東京都生活文化局調べ

4 男女平等推進を取り巻く状況

(1) 男女共同参画に対する実感

葛飾区政策・施策マーケティング調査(以下「マーケティング調査」)によると、男女 共同参画社会が進んでいると思う人の割合は、平成27年は37.0%でしたが、緩やか な増加傾向にあり、令和2年は41.5%となっています。一方、男女共同参画社会が進 んでいると思わない人の割合は、令和2年は53.2%と平成27年の54.5%からほと んど変化が見られません。



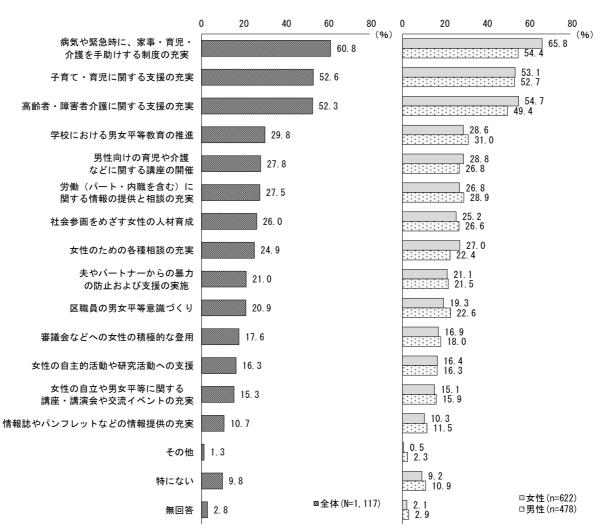
図表 男女の共同参画が進んでいると思う割合の推移(葛飾区)

資料: 葛飾区政策・施策マーケティング調査報告書 (平成27年から令和2年)

(2) 男女平等社会実現のために充実すべき施策

「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」(以下「区民意識調査」)では、男女平等 社会実現のために充実すべき施策についてたずねています。

全体では、「病気や緊急時に、家事・育児・介護を手助けする制度の充実(60.8%)」が最も多く、「子育て・育児に関する支援の充実(52.6%)」、「高齢者・障害者介護に関する支援の充実(52.3%)」が続いています。男女別にみてもこれらの項目が上位にあがっています。



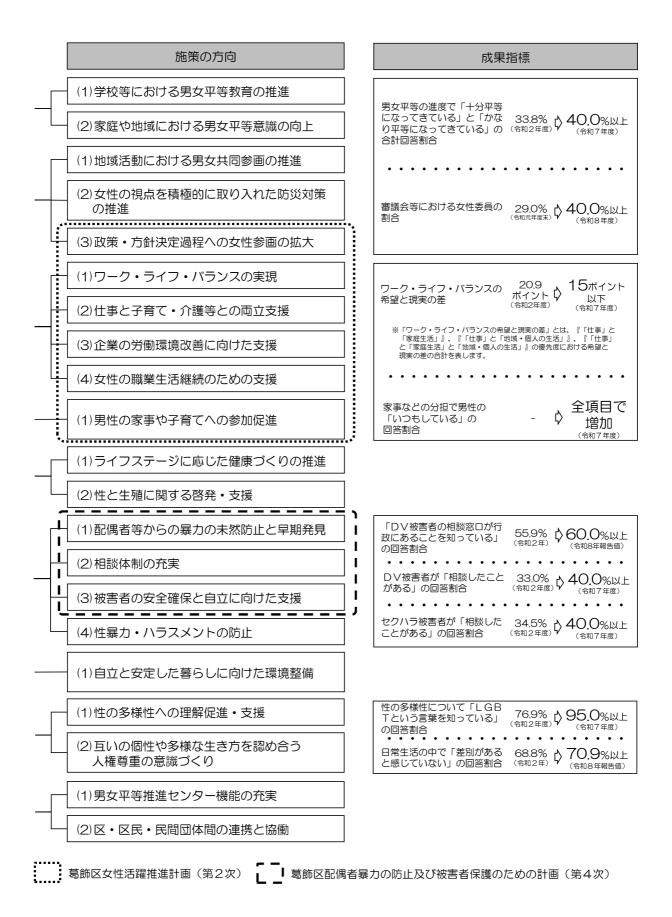
図表 男女平等社会実現のために充実すべき施策 (全体、性別:複数回答)

資料: 葛飾区男女平等に関する意識と実態調査(令和2年)

第3章 計画の内容

1 計画の体系

基本理念	基本理念基本目標		課題		
男女平等社会は、次に掲げる 基本理念に基づき推進されな ければならない。 一葛飾区男女平等推進条例第3条一	目標1 男女平等意識を高め、 男女共同参画を推進します		課題①	男女平等教育の充実	
(1) 男女が、性別による固定的な役割分担意識又はそれに基づく社会的な制度若しくは慣行による差別を受けず、			課題②	あらゆる分野における 男女共同参画の推進	
自己の意思による多様 な生き方の選択を保障 されること。 (2) 男女が、協力し合 うことにより、家庭生	目標2 自分自身を大切にし、希望 するライフスタイルを選択		課題①	ワーク・ライフ・バランス の推進(仕事と生活の調和)	
活と社会生活の両立を図ることができ、家庭及び社会における役割を果たすことができること。	できるよう支援します		課題②重点	男性の家庭生活への 意識啓発と参画支援 生涯を通じた健康支援	
(3) 男女が、社会の 対等な構成員として、 その意欲と能力に応じ、 あらゆる領域における 活動に参画する機会(方 針の立案及び決定の過 程に参加する機会をい う。)を保障されること。	目標3 誰もが安全・安心して 暮らせる環境を整備します		課題①重点	あらゆる暴力の根絶 生活上困難な状況を解消	
	目標4 互いの人権を尊重し、 平等な社会を実現します		課題重点	するための取組促進 多様性の尊重	
推進体制	男女平等・男女共同参画の実現に向けた推進体制	<u> </u> -	課題①	推進体制の強化 国・東京都との連携	



2 基本目標と推進体制

目標1 男女平等意識を高め、 男女共同参画を推進します

男女平等の意識を高め、性別にかかわらず、誰もが社会のあらゆる分野に参画できる社会の実現を目指します。

課題① 男女平等教育の充実

これまで、男女平等社会の実現に向けて様々な取り組みを進めていますが、「区民意識調査」によると、男女平等だと感じている人は約3割(図1)で、不平等を感じることでは、「家事や育児のほとんどを女性が担っていること」「男性が仕事に追われ、家事・育児・教育などの家庭生活にかかわりにくいこと」「就職や採用、昇格や賃金など、労働の場面で男女に格差があること」が続いています(図2)。

男女平等社会を実現するためには、幼稚園や保育園、小中学校をはじめとした幼 少期から男女平等について学び、理解を深め、子どもたちの意欲を高めるとともに 可能性を伸長させていくことが重要です。

「区民意識調査」では、男女平等社会実現のために学校教育の場で力を入れるべきこととして、「男女の別なく、個性や能力を活かせる指導の充実」「人間としての尊厳、平等を尊重することに力点を置いた指導」「日常の学校生活の中での男女平等の実践」が上位に挙がっています(図3)。

男女平等教育を充実させるとともに、教員などの男女平等意識を高め、一人一人の個性や能力に合わせた指導が求められています。

また、家庭や地域においても男女平等に関する情報に触れ、考え、理解を深める機会を充実させ、男女平等意識をさらに高めていくことが重要です。

「区民意識調査」によると、各場面における男女の地位の不平等感では、「政治の場」「社会通念・慣習・しきたりなど」「全体として、現在の日本では」で「男性優遇」が7割を超えるとともに、全項目で「男性優遇」が増えています(図4)。

男女平等に関する情報を広く区民に発信するとともに、学習できる機会を充実させるなど、普及・啓発に取り組み、男女平等意識の向上を図っていくことが必要です。

図1 男女平等社会の進度 (「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」(令和2年))

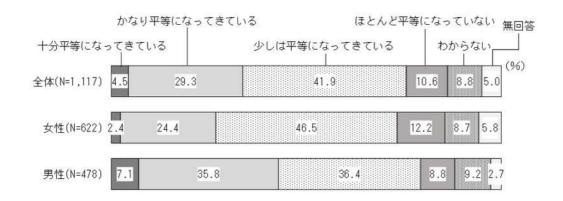


図2 男女の不平等を感じること (「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」(令和2年))

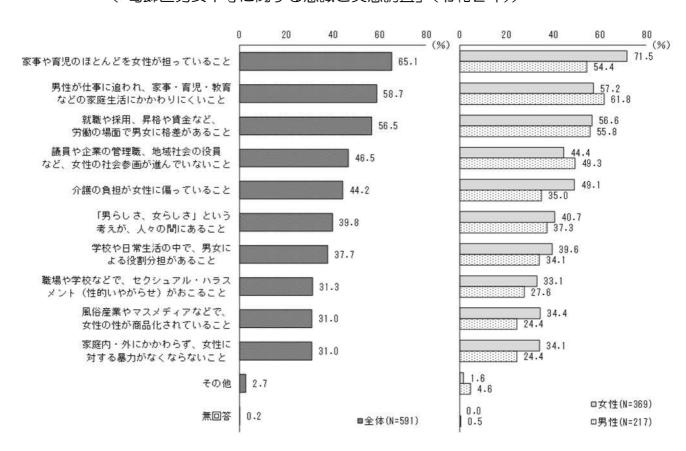


図3 男女平等社会実現のために、学校教育の場で力を入れるべきこと (「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」(令和2年))

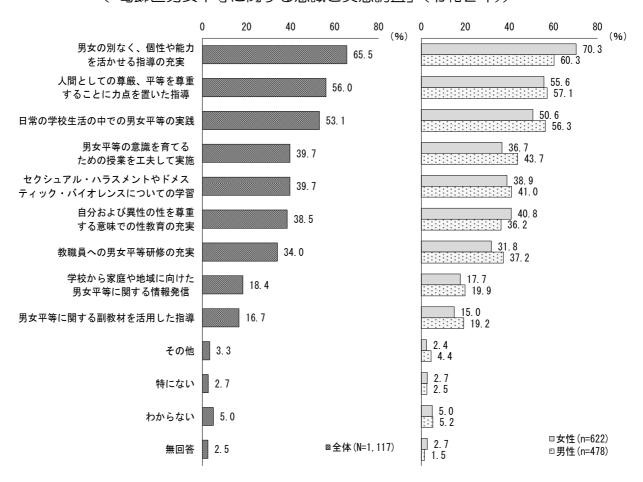
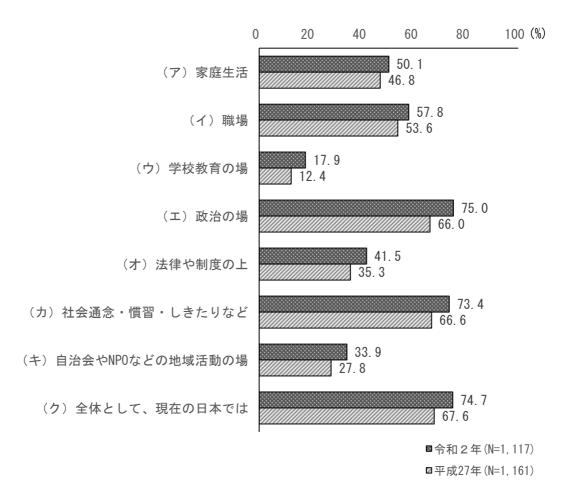


図4 男女の地位の平等感(男性優遇の割合の変化) (「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」(平成27年、令和2年))



*男性優遇:「男性が優遇されている」と「やや男性が優遇されている」との合計。

施策の方向 1

次世代を担う子どもたちが、性別に捉われることなく、個性や能力を発揮し、自分らしい生き方を選択できるよう、教員や保育士を対象とした男女平等教育を進めるための研修等を行います。

学校等における 男女平等教育の推進

- ・学校における男女平等にかかわる適正な指導
- ・男女平等教育の視点における性教育の実施
- 男女平等教育を進めるための教員研修
- ・男女平等保育を進めるための保育士研修

施策の方向 2

啓発物による情報発信や男女平等に関する様々な講座・講演会を開催するなど、あらゆる機会を捉えて、家庭や地域での男女平等意識の向上を図ります。

家庭や地域における男女平等意識の向上

- ・男女平等・男女共同参画に関する普及・啓発
- ・男女平等に関する講座・講演会
- 固定的性別役割分担意識にとらわれない職業観の育成
- ・かつしか区民大学

課題② あらゆる分野における男女共同参画の推進

国は第5次男女共同参画基本計画において、誰もが性別にかかわらず活躍でき、指導的地位にある人々の性別が偏らないよう、2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう取り組みを進めるとしています。

男女平等社会を実現するためには、学校教育等の場だけでなく日常生活や地域活動といったあらゆる分野で男女が共に理解し合い、対等な立場で参画し責任を担うことが重要です。多様な意見が社会や地域に反映されることで、男女が均等に利益を享受することに繋がります。

「区民意識調査」によると、町内会や自治会への出席について「いつもしている」と「ときどきする」の合計は、男女とも約3割で多くの女性が地域活動に取り組んでいます。一方、地域活動の場での男女の地位の平等感については、女性からみた「男性優遇」は4割を超えますが、男性からみた「男性優遇」は2割台にとどまっています(図5)。地域での日常の活動や指導的地位に対する男女の固定的な性別役割分担意識をなくすなど男女平等に関する意識づくりが必要です。

また、日本全国で地震や水害などの自然災害が相次いでいることから、区民の防災への関心が高まっています。「区民意識調査」では、地域の防災活動や災害時における生活環境の確保に必要なこととして、「性別に応じてプライバシー(更衣、授乳、トイレ、就寝スペースなど)を確保するような避難所運営を行うこと」が7割を超えており、女性の視点を取り入れた防災対策が求められています(図6)。

男女が社会の対等な構成員として、政策や方針決定過程への女性の参画は重要ですが、本区の女性参画率は29.5%(令和3年3月31日現在)で、十分とはいえない状況です。

「区民意識調査」によると、政策や方針決定過程への女性参画を妨げている要因として、「男性優位の組織運営に問題があるから」が最も多く、「女性の参画を進めようと意識している人が少ないから」「家庭、職場、地域における性別による役割分担や性差別の意識があるから」が続いています(図7)。また、政治や行政への女性の参画推進に必要なことでは「区が女性職員の採用・登用・教育訓練などに目標を設けたり、女性職員の管理・監督者昇任を促す計画を作成する」が最も多くなっています(図8)。

図5 家事などの分担(町内会や自治会への出席) 男女の地位の平等感(自治会やNPOなどの地域活動の場) (「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」(令和2年))

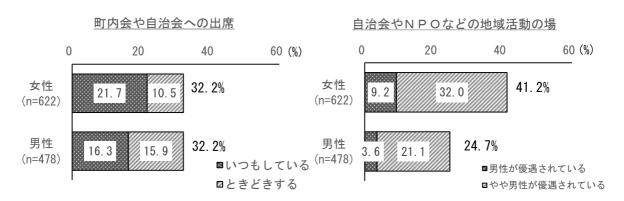


図6 地域の防災活動や災害時における生活環境の確保に必要なこと (「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」(令和2年))

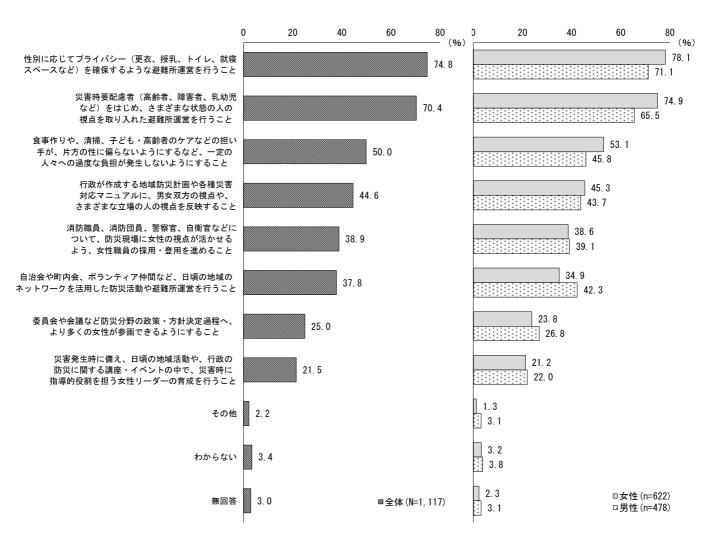
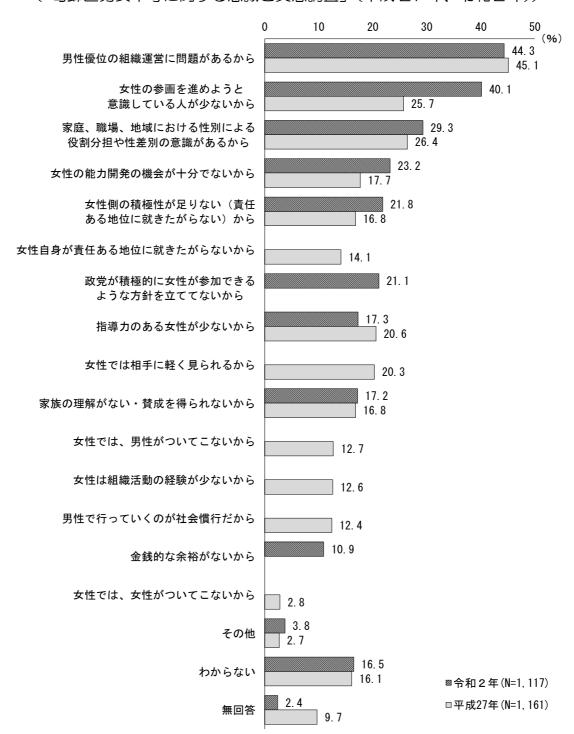
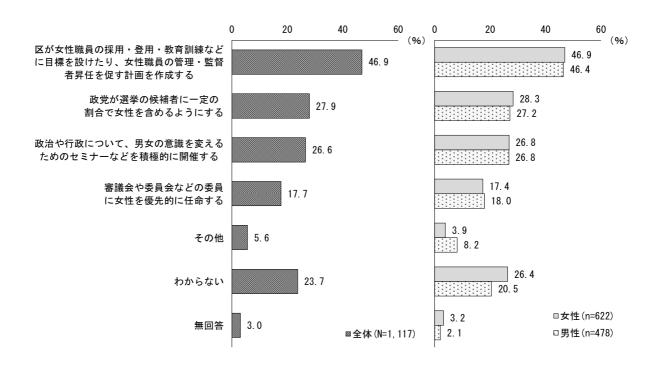


図7 政策や方針決定過程への女性参画を妨げている要因 (「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」(平成27年、令和2年))



- ※平成27年調査では、「女性側の積極性が足りない(責任ある地位に就きたがらない)から」は「女性側の積極性が足りないから」、「家族の理解がない・賛成を得られないから」は「家族の支援・協力が得られないから」でたずねている。
- ※令和2年調査には、「女性自身が責任ある地位に就きたがらないから」、「女性では相手に軽く見られるから」、「女性では、男性がついてこないから」、「女性は組織活動の経験が少ないから」、「男性で行っていくのが社会慣行だから」、「女性では、女性がついてこないから」はなし。
- ※平成27年調査には、「政党が積極的に女性が参加できるような方針を立ててないから」、「金銭的な余裕がないから」はなし。

図8 政治や行政への女性の参画推進に必要なこと (「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」(令和2年))



男女平等推進センターでのイベント開催のほか、男女共同参画に関する活動に取り 組む地域団体との協働や子どもの育成に関する学習活動支援等を通じて、地域活動に おける男女平等意識を高めます。

地域活動における 男女共同参画の推進

- パルフェスタ(男女平等推進センターまつり)
- ・ 地域団体向け講座開催支援
- 家庭教育応援制度

施策の方向 2

地域の防災活動において、区と区民が共に男女平等について考え、避難所運営や備蓄物資の配備など女性視点の防災対策を推進します。

女性の視点を 積極的に取り入れた 防災対策の推進

- ・防災に関わる講座
- ・女性のための防災対策等検討委員会 新規

施策の方向 3

葛飾区女性活躍推進計画(第2次)

区の審議会や委員会などで積極的に女性を登用し、政策・方針決定過程への女性参画を図ります。また、区職員の女性活躍を推進するため、女性職員の意欲向上や計画的育成、キャリア形成支援などに取り組みます。

政策・方針決定過程への女性参画の拡大

- ・審議会等への女性の積極的な登用
- •「審議会等への女性の参画促進に関する指針」の活用による女性の 登用促進
- •「政策・方針決定過程への女性の参画状況調査」の実施・公表
- 葛飾区女性職員活躍推進計画 第二期(特定事業主行動計画)に 基づく女性職員の職業生活における活躍の推進

目標2 自分自身を大切にし、希望するライフ スタイルを選択できるよう支援します

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)(*1)が図られ、すべての人が自 分自身を大切に、心身ともに健康で充実した暮らしができる社会の実現を目指します。

課題① ワーク・ライフ・バランスの推進 (仕事と生活の調和)

ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、働きながら子育てや介護、家庭(家事)や地域、自己啓発にかける時間を持つなど、個人の価値観やライフスタイルに応じた多様な生き方を選択できることが重要です。

「区民意識調査」によると、ワーク・ライフ・バランスを実現するために必要なこととして、「残業や副業を行わなくても生活ができるよう、賃金が上昇する」「残業を減らしたり、年休をしっかりとる」「在宅勤務や仕事の段取りを工夫するなど、業務の効率化により長時間労働を改善する」「男女ともにさまざまなライフスタイルを選択できるという意識の普及を図る」が上位に挙がっています(図9)。

また、優先度の希望と現実では、「仕事」と子育てや介護などの「家庭生活」、「地域・個人の生活」との両立について、希望と現実との乖離が大きくなっています(図10)。介護離職や子育てと介護を同時期に担うダブルケアなどの問題も顕在化する中、仕事と子育て・介護等との両立支援を充実することが求められています。

ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、企業が積極的に取り組むことも重要です。従業員の仕事と生活の両立を図り、働きやすい職場環境を整えることは企業の利益や優秀な人材の確保にも繋がります。

「区民意識調査」では、育児休業及び介護休業の利用経験は、ともに1割未満にとどまっています(図11、図12)。女性の働き方の意識については、「子育ての時期だけー時辞めて、その後はまた仕事を持つ」が最も多くなっていますが、女性30代・40代では「結婚・出産にかかわらず、ずっと仕事を持つ」が最も多く、仕事と子育てなどとの調和の取れた働き方が望まれています(図13)。

^(*1) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)とは、区民一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態のことをいいます。

図9 ワーク・ライフ・バランスを実現するために必要なこと (「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」(令和2年))

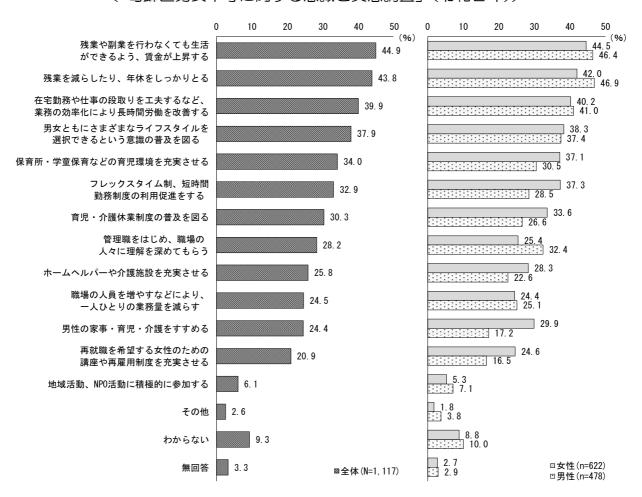
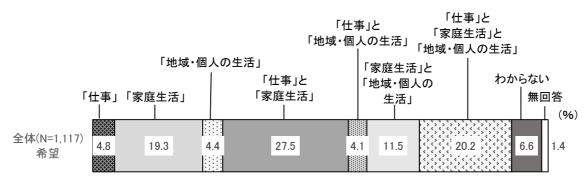
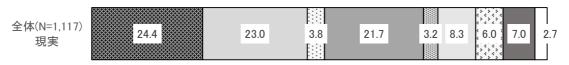


図10 優先度の希望と現実 (「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」(令和2年)



*「仕事」と「家庭生活」、「仕事」と「地域・個人の生活」、「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」の合計は51.8%。



*「仕事」と「家庭生活」、「仕事」と「地域・個人の生活」、「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」の合計は30.9%。

図11 育児休業の利用状況

(「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」(平成27年、令和2年))

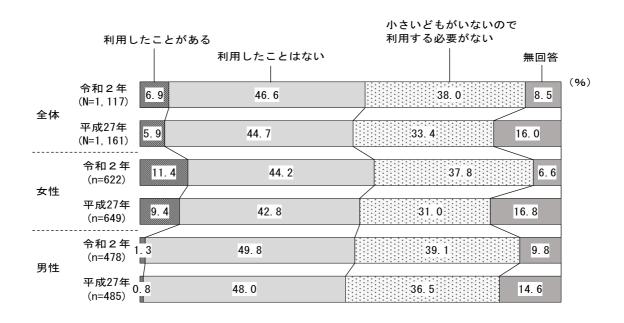


図12 介護休業の利用状況

(「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」(平成27年、令和2年)

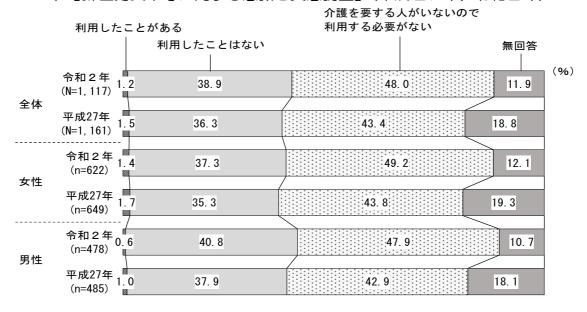
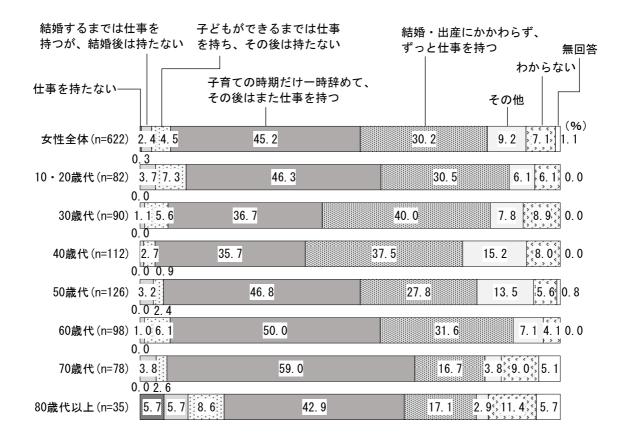


図13 女性の働き方についての意識 (「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」(令和2年))



葛飾区女性活躍推進計画(第2次)

ワーク・ライフ・バランスへの理解と普及を図るため、講座・講演会等を実施する ほか、情報誌を発行します。また、区職員のワーク・ライフ・バランスを推進するため、長時間労働の見直しや柔軟な働き方の整備を行います。

ワーク・ライフ・ バランスの実現

- ワーク・ライフ・バランスに関する普及・啓発
- ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた講座・講演会
- ・ワーク・ライフ・バランス情報誌の発行 新規
- ・葛飾区職員次世代育成支援計画 第四期(特定事業主行動計画)に 基づくワーク・ライフ・バランスの推進
- ・職員一人一人が活躍できる職場環境づくり

施策の方向 2

葛飾区女性活躍推進計画(第2次)

利用しやすい保育環境の整備、小学生を持つ親世代の就労の側面支援としての学童 保育クラブの設置、自立生活を維持するための在宅高齢者福祉サービスなど、仕事と 子育て・介護等との両立を支援します。

仕事と子育て・介護 等との両立支援

- 保育園等の多様な保育サービスの充実
- 放課後児童健全育成事業(学童保育クラブ事業)
- ファミリー・サポート・センター事業
- ショートステイ・トワイライトステイ事業
- ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業
- ・重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業
- しあわせサービス事業
- ・在宅高齢者福祉サービス
- ・葛飾区職員次世代育成支援計画 第四期(特定事業主行動計画)に 基づく仕事と子育て・介護等との両立のための環境整備

葛飾区女性活躍推進計画(第2次)

企業のワーク・ライフ・バランスの実現を支援するため、アドバイザーを派遣して 就業規則を整備するなど労働環境を改善し、働きやすさの向上や優秀な人材の確保に つなげるとともに、セミナーを開催します。

企業の労働環境改善 に向けた支援

- ワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー派遣事業
- ・企業向けセミナー

施策の方向 4

葛飾区女性活躍推進計画(第2次)

女性が自ら希望する働き方を、自らの意思で選択できるよう再就職やキャリアアップ、就業・創業支援等、女性の「働きたい」「働き続けたい」というニーズに対応した事業を実施します。

女性の職業生活継続 のための支援

- ・女性のための再就職講座
- キャリアアップ支援講座(勤労者資格取得等講座事業)
- ・女性の就業・創業支援事業
- 固定的性別役割分担意識にとらわれない職業観の育成【再掲】
- ・ 放課後児童健全育成事業 (学童保育クラブ事業) 【再掲】
- ・ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業【再掲】
- ・ 葛飾区女性職員活躍推進計画 第二期(特定事業主行動計画)に 基づく女性職員の職業生活における活躍の推進【再掲】
- 葛飾区職員次世代育成支援計画 第四期(特定事業主行動計画)に 基づく男性職員の家庭生活への参画促進

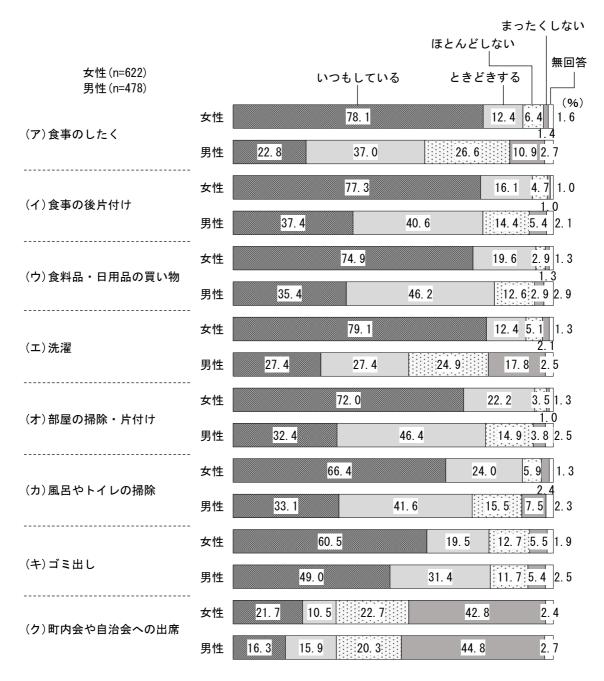
課題② 男性の家庭生活への意識啓発と参画支援 重 点

働き方改革や在宅勤務・テレワークなど、こうした職場での大きな変化により、男性の家事や子育て、介護等への参画を促す機運が高まっています。

「区民意識調査」によると、家事などの分担は、食事のしたくや後片付け、買い物、洗濯や掃除、町内会などへの出席、育児・子どもの教育等、全項目で「いつもしている」は女性が男性を上回っています(図14)。男性の家庭参画に必要なことについてでは「男性自身の家事・育児・介護に取り組みたいと思う気持ち」、「男性が家事・育児・介護を担うことに対する、職場の上司や同僚の理解」、「労働時間短縮や休暇取得率の上昇に会社が取り組むこと」が上位に挙がっています(図15)。

男女が共に協力しあい、男性が家事や子育て、介護等を自らのこととして主体的に取り組むことがワーク・ライフ・バランスにおいて求められています。

図14 家事などの分担 (「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」(令和2年))



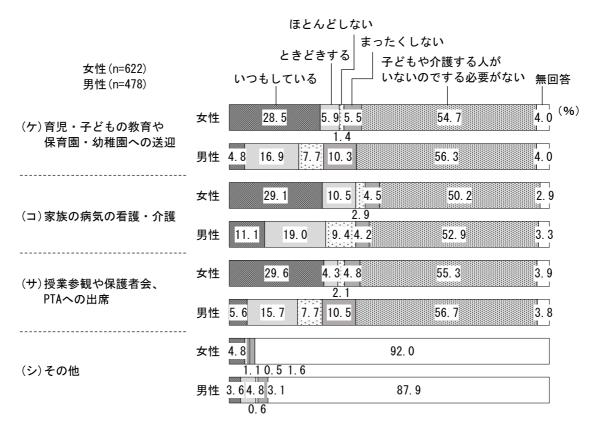
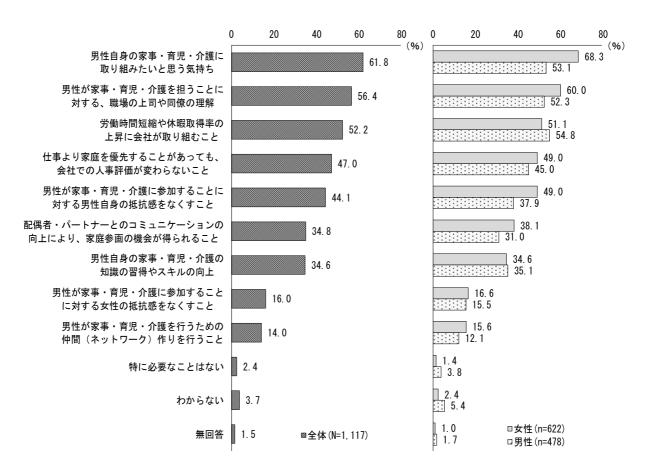


図15 男性の家庭参画に必要なこと (「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」(令和2年))



葛飾区女性活躍推進計画(第2次)

家事などの多くを女性が担っている状況を踏まえ、男性の家事や子育て等への参画 に向けた意識啓発や情報提供を行うとともに、ハローベビー教室やパパママ学級など を通して、育児に参画する男性同士のネットワークづくりを支援することで、男性の 子育てへの参加を促進します。

男性の家事や子育て への参加促進

- ・男性向けの家事や子育て等に関する講座
- ・ゆりかご面接(ゆりかご葛飾) 新規
- ・ハローベビー教室・パパママ学級(母親学級)
- 育児学級(2か月児・5か月児)
- 家庭教育応援制度【再掲】
- ・ 葛飾区職員次世代育成支援計画 第四期(特定事業主行動計画)に 基づく男性職員の家庭生活への参画促進【再掲】

課題③ 生涯を通じた健康支援

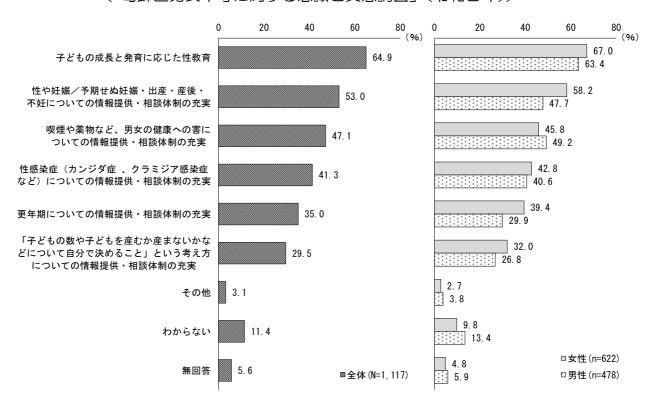
男女が互いの身体的性差を理解し合い、人権を尊重することは男女平等社会を形成していく上で欠かすことができません。

自分自身を大切に生活していくためには、生涯を通じて健康を維持していくことが重要です。年代ごとの課題に応じた健康づくりを推進するとともに、特に、女性は妊娠・出産や更年期など、ライフステージによる変化が大きく、特有の健康問題もあることから適切な健康支援が必要です。

「区民意識調査」によると、性や妊娠・出産に関して女性が決めるうえで必要なこととして、「子どもの成長と発育に応じた性教育」「性や妊娠/予期せぬ妊娠・出産・産後・不妊についての情報提供・相談体制の充実」「喫煙や薬物など、男女の健康への害についての情報提供・相談体制の充実」と続いています(図16)。

発達段階に応じた性教育、妊娠・出産だけではなく、不妊、避妊・中絶、思春期や更年期の健康問題など「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(*2)」(性と生殖に関する健康と権利)についても、誰もが正しい知識や情報を得て、理解を深めることが求められています。

図16 性や妊娠・出産に関して女性が決めるうえで必要なこと (「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」(令和2年))



^{(*2)「}リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」とは、性や子どもを産むことに関するすべてにおいて、自分の意思が尊重され、自分の身体に関することを自分自身で決められる権利のことです。

健康診査・がん検診などを通して、ライフステージに応じた病気の予防や早期発見に努めます。また、出産後の女性が抱える悩みや不安などの相談に応じ、こころの健康維持を図ります。

ライフステージに 応じた健康づくりの

- ・健康づくり健康診査
- 特定健康診査
- 基本健康診査
- 成人歯科健康診査 新規
- 長寿医療健康診査 新規
- 長寿歯科健康診査 新規
- 妊婦健康診査
- 妊婦歯科健康診査
- ・産後ケア(ゆりかご葛飾) 新規
- ・親と子のこころの相談室
- ・乳がん検診
- 子宮頸がん検診
- 通所型住民主体サービス運営支援(介護予防事業)

施策の方向 2

推進

児童・生徒の発達段階に応じた性教育を推進するとともに、妊娠・出産に関して女性が自らの意思で選択することなどについて、講座による啓発や相談・支援を実施します。

性と生殖に関する 啓発・支援

- ・男女平等教育の視点における性教育の実施【再掲】
- •「性と生殖に関する健康と権利」に関する講座
- ・エイズ・性感染症対策の充実
- 妊娠・出産どうしようコール

~妊娠・出産に戸惑いのあるあなたへ~

• 特定不妊治療費助成事業

目標3 誰もが安全・安心して暮らせる環境を整備します

あらゆる暴力とハラスメントを防止し、被害者の早期発見と安全確保に取り組むとともに、生活上困難な状況を解消し、誰もが安全・安心して暮らせる社会の実現を目指します。

課題① あらゆる暴力の根絶 重 点

暴力は犯罪となる重大な人権侵害であり、配偶者等からの暴力(「ドメスティック・バイオレンス(*3)」、以下「DV」という。)だけでなく、ストーカーやリベンジポルノ等あらゆる暴力の防止と被害者保護の法制度の整備が進んでいます。

DVは被害者の心身を傷つけるばかりか、恐怖や不安を与えることを含みます。「区民意識調査」によると、暴力を受けたことがあると回答した人の割合は全体で2割を超え、女性は3割に達しています(図17)。DVの防止及び被害者支援のために必要な対策については、「家庭内であっても暴力は犯罪であるという意識を広める」が最も多くなっています。(図18)。

また、子どもの見ている前で暴力を振るうこと(面前DV)は子どもへの心理的虐待にあたるなど、DVは児童虐待と密接な関係にあります。若年層においては、恋人間における交際相手からの暴力(デートDV)が問題となっています。

新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛や生活不安、ストレスでDVや児童 虐待などの増加が懸念されていることから、被害者や加害者を生まないために「暴力を 許さない」という意識を広めるとともに、本人だけでなく周囲からの理解や気づき、働 きかけなどにより関係機関に繋げていくことが重要です。

DVは家庭内で行われるため、周りが気付かないうちにエスカレートし深刻化しやすい傾向にあります。相談件数は増加傾向にありますが、「区民意識調査」では、DVを受けた経験があると回答した人のうち、「相談した」は3割台にとどまっています(図19)。相談しなかった、できなかった理由については、「相談するほどのことではないと思った

^(*3)ドメスティック・バイオレンス(DV)とは、配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者(事実婚や元配偶者、共同生活者を含む)からふるわれる暴力のことをいいます。「なぐる」「ける」、といった身体への暴力だけでなく、「大声でどなる」「無視する」「子どもに危害を加えるといっておどす」などの精神的暴力や、「生活費を渡さない」などの経済的暴力、「性的行為を強要する」などの性的暴力があります。

から」「相談しても無駄だと思ったから」「自分さえ我慢すれば、何とかやっていけると思ったから」が上位に挙がっています(図20)。また、暴力を受けた経験を「相談した」と回答した人の相談先は、「友人・知人に相談した」「家族や親族に相談した」「区の相談窓口に相談した」と続いています(図21)。被害が深刻になる前に早期発見できるよう、相談体制を充実させるとともに、一時保護や生活再建など、本人の意思を尊重しながら安全確保と自立に向けた支援が必要です。DV被害者は暴力のほか、生活や子どものことなど様々な問題を抱えていることも多いことから、関係機関が相互に連携しながら切れ目のない支援をしていくことが重要です。

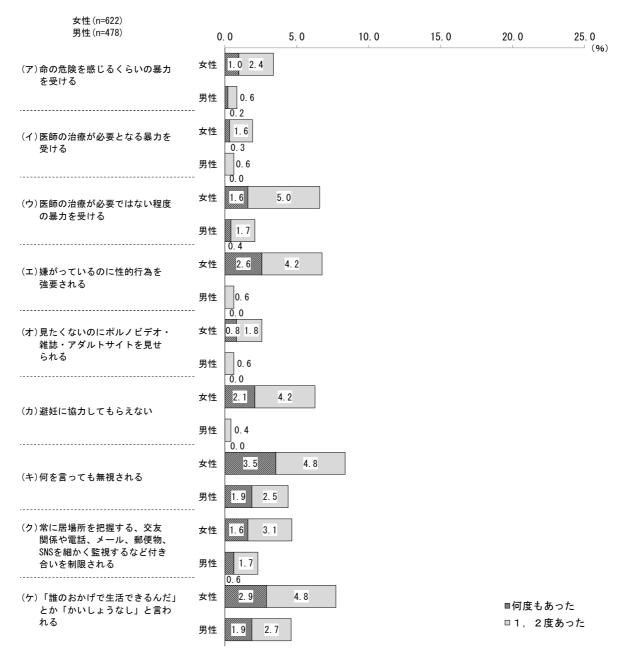
DVだけでなく、性暴力やセクシュアル・ハラスメント(*4)なども被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、心身ともに長期間にわたり重大な影響を及ぼします。

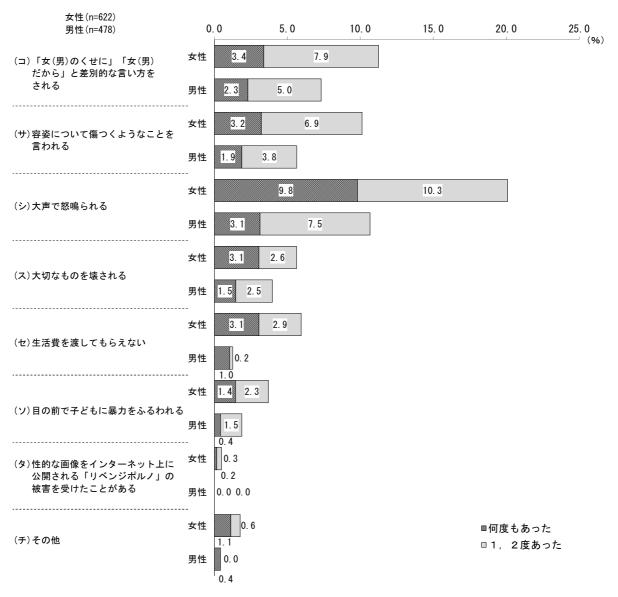
「区民意識調査」によると、職場でのセクシュアル・ハラスメントの経験の有無については、差別的な言い方や性的な話、容姿や年齢に関することなど不愉快な経験したことが多岐にわたっています(図22)。

暴力防止に向け、様々な機会をとらえて普及・啓発に取り組むことが必要です。

^(*4) ハラスメントとは、相手の意に反した言動等により相手に不快を与える嫌がらせ行為をいいます。性的な嫌がらせ行為であるセクシュアル・ハラスメントのほか、職務上の地位や人間関係などの職場での優位性をふりかざすパワー・ハラスメントなどがあります。

図17 ドメスティック・バイオレンスの経験の有無 (「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」(令和2年))





*DVの経験がいずれかに「何度もあった」「1,2度あった」と回答した人数(女性188人 男性80人)

図18 ドメスティック・バイオレンスの防止及び被害者支援のために必要な対策 (「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」(令和2年))

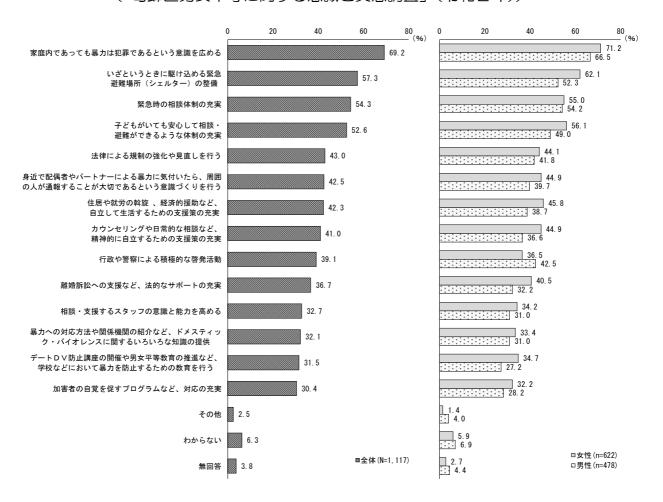


図19 相談の有無(DVを受けた経験がある人) (「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」(令和2年))

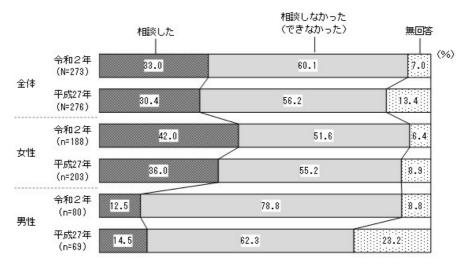


図20 相談しなかった、できなかった理由 (「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」(令和2年))

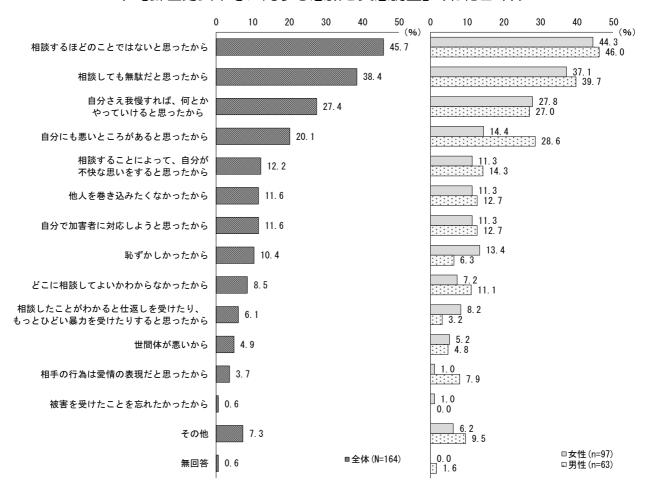


図21 相談先(DVを受けたことを相談したことがある人)

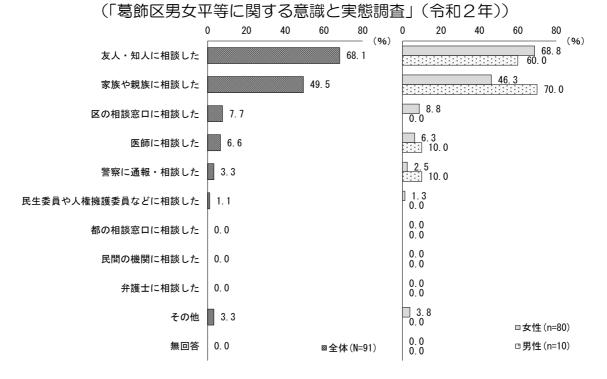
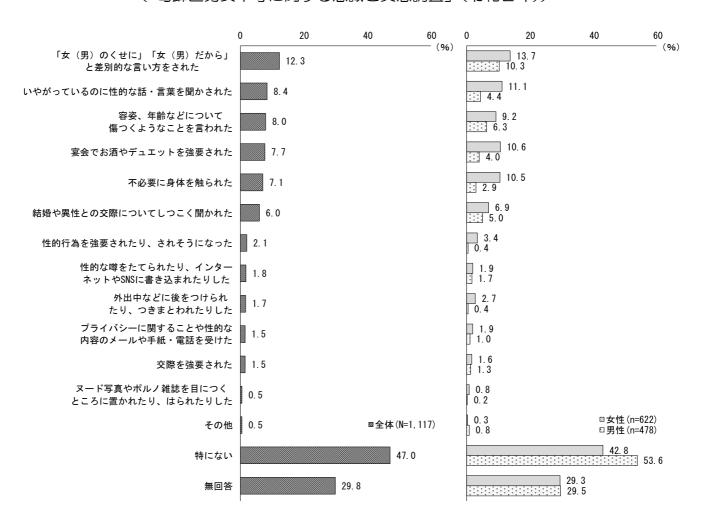


図22 職場でのセクシュアル・ハラスメントの経験の有無 (「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」(令和2年))



葛飾区配偶者暴力の防止及び被害者保護のための計画(第4次)

配偶者や交際相手などからの暴力防止に関する講座等の開催や相談窓口の周知力ード発行、冊子の配布などを通して、あらゆる暴力の未然防止と早期発見に取り組みます。

配偶者等からの 暴力の未然防止と 早期発見

- ・女性に対する暴力をなくす運動の推進
- ・ 若年層に向けた啓発
- ・配偶者暴力防止に関する冊子等の作成・配布及び相談窓口の周知
- 育児支援訪問事業【再掲】
- 子どもとその家庭に関するさまざまな相談
- 要保護児童対策地域協議会
- 高齢者虐待防止事業

施策の方向 2

葛飾区配偶者暴力の防止及び被害者保護のための計画(第4次)

暴力を受けた被害者に対して、専門カウンセラーが相談に応じるなど関係機関が連携して被害者支援を行うとともに、窓口職員等を対象にした研修等により、相談体制を強化します。

相談体制の充実

- 配偶者暴力相談支援センター事業の取組
- 女性に対する暴力相談(DV相談)
- DV 防止関係機関連絡会の運営
- 窓口職員等研修
- ・ 住民基本台帳事務における支援措置
- 女性相談
- ひとり親家庭相談
- ・配偶者暴力防止に関する冊子等の作成・配布及び相談窓口の周知【再掲】
- 育児支援訪問事業【再掲】
- ・子どもとその家庭に関するさまざまな相談【再掲】
- 高齢者虐待防止事業【再掲】

葛飾区配偶者暴力の防止及び被害者保護のための計画(第4次)

被害者本人とその家族の安全確保と安心して暮らせるよう自立に向けた支援を行います。

被害者の安全確保と自立に向けた支援

- ・DV 被害者に関する情報の適切な取り扱い
- ・ 都営住宅優先抽選の情報提供
- ・配偶者暴力相談支援センター事業の取組【再掲】
- ・女性に対する暴力相談(DV 相談)【再掲】
- ・DV 防止関係機関連絡会の運営【再掲】
- 窓口職員等研修【再掲】
- ・住民基本台帳事務における支援措置【再掲】
- 女性相談【再掲】
- ・ひとり親家庭相談【再掲】
- 高齢者虐待防止事業【再掲】

施策の方向 4

講座などを通して、性暴力やハラスメントなどあらゆる暴力の根絶に向けた意識啓 発等を行います。

	〇暴力防止に向けた普及・啓発
性暴力•	〇人権啓発紙による啓発(企業向け) 新規
ハラスメントの防止	〇ハラスメント相談・苦情処理委員会の運営
	〇不健全図書類に対する規制への支援

課題②

生活上困難な状況を解消するための取組促進



ひとり親家庭や非正規雇用労働者など経済社会において男女が置かれた状況の違いなどを背景に、女性は貧困など生活上の困難に陥りやすいといわれています。そして、新型コロナウイルス感染症は、こうした弱い立場の人々により深刻な影響を与え、これまで見過ごされてきた男女間の格差が顕在化しています。

特に、ひとり親家庭の多くは母子世帯であり、厚生労働省の「2019年 国民生活 基礎調査」によると、ひとり親世帯の相対的貧困率(*5)は48.1%で、約半数が 経済的に困難な状況に置かれていることがわかります(図23、図24)。就業や家事・育児支援などを行うことで安心して子育てしながら生活できる環境を整備していくこと が必要です。また、高齢者、特に高齢単身女性は、高齢期に達するまでの働き方や家族 形態などにより生活の備えを十分にできないことで経済的に困難な状況に陥りやすいと いう問題があります。障害者や日本に住む外国人などのほか、複合的に困難な状況に置かれている場合もあり、自立と安定した暮らしができるよう支援していくことが重要です。

^(*5) 相対的貧困率とは、OECD(経済協力開発機構)の作成基準に基づき、等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の中央値の半分に満たない世帯員の割合をいいます。

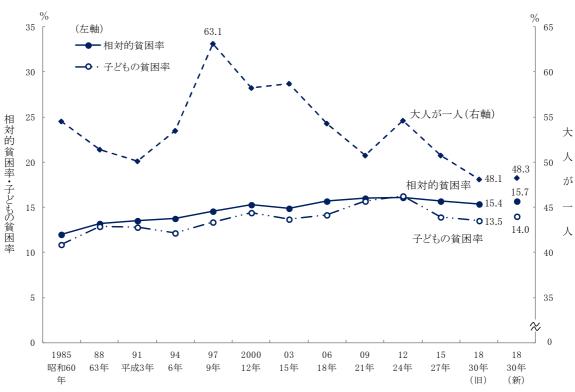
図23 葛飾区のひとり親世帯数

(葛飾区子ども・若者計画(母子世帯及び父子世帯の推移))

	平成17年	平成22年	平成27年
母子世帯	2, 963	2, 215	2, 314
父子世帯	384	296	266

平成17年、22年、27年国勢調査(総務省)より作成

図24 貧困率の年次推移 (2019年 国民生活基礎調査(貧困率の状況))



- 注:1) 1994 (平成6) 年の数値は、兵庫県を除いたものである。

 - 2) 2015 (平成27) 年の数値は、熊本県を除いたものである。3) 2018 (平成30) 年の「新基準」は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から 更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。
 - 4) 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。
 - 5) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
 - 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

ひとり親家庭や高齢者、障害者など、日常生活において直面する困難な状況を解消するために、様々な支援を行うことで、自立と安定した暮らしに向けた環境整備に取り組みます。

	・包括的な支援体制の整備 新規
	• 育児支援訪問事業
	・ひとり親家庭自立支援事業
	・養育費の受け取り支援事業 新規
	・若者支援体制の整備 新規
	• 障害者就労支援事業
自立と安定した	・障害者の日中活動の支援
暮らしに向けた	• 外国人生活相談
環境整備	・ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業【再掲】
	・しあわせサービス事業【再掲】
	在宅高齢者福祉サービス【再掲】
	・重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業【再掲】
	・ひとり親家庭相談【再掲】
	・親と子のこころの相談室【再掲】
	・都営住宅優先抽選の情報提供【再掲】

目標4 互いの人権を尊重し、平等な社会を 実現します

多様な性・生き方を認める人権が尊重され、誰もが平等で共に支え合いながら暮ら していける社会の実現を目指します。

課題 多様性の尊重

重点

SDGsの17の目標の5番目に「ジェンダー平等を実現しよう」とあるように、性自認や性的指向(*6)のあり方など、多様性を尊重する社会的気運が高まっています。

LGBT(*7)は、代表的なセクシュアル・マイノリティの頭文字をとって作られた言葉で、性的マイノリティの総称としても使われており、マスメディアなどで取り上げられることも増えてきました。性のあり方は人それぞれで、出生時に割り当てられた性別と心の性別が一致しており、かつ異性愛者である「男」「女」の2つに分けられるものではなく、多様なものです。

しかし、自身の性自認や性的指向について悩みや困難を抱え、誰にも相談することができずに、打ち明けたとしても、家族にさえ理解してもらえない、周囲から興味本位で見られる、職場で嫌がらせを受ける等、差別や偏見に苦しみ、社会的な孤立を深めてしまうことがあります。

「区民意識調査」によると、LGBT の認知状況について、全体で「知っている」が 7割を超えていますが、男女とも年代が高くなるにつれて、認知度が低くなる傾向があります(図25)。また、性自認について悩んだことの有無では、自分の性別に悩んだことが「ある」は 6.0%で、性別・年代別にみると、「女性 10・20 歳代」「男性 10・20、30歳代」においては1割を超えています(図26)。悩んだことがあると回答した人は「男らしさ・女らしさ求められたこと」が7割を超え、「異性に生まれたかったこと」は 4割を超えています(図27)。

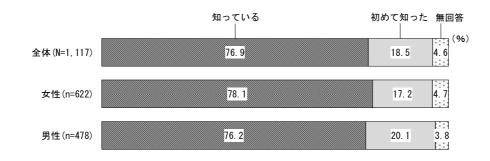
^(*6)性自認とは、自分自身の性別を自分でどのように認識している(「心の性」)かで、性的指向とは、人の恋愛・性愛がどの性別に向かう(「好きになる性」)かで、同性や両性に指向を持つ人もいます。

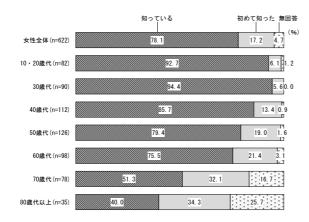
^(*7) LGBTとは、レズビアン(Lesbian) = 女性同性愛者、ゲイ(Gay) = 男性同性愛者、バイセクシュアル(Bisexual) = 両性愛者、トランスジェンダー(Transgender) = 出生時に(戸籍や出生届により)付けられた性と異なる性別で生きる人あるいは生きたいと望む人、の頭文字をとった単語であり、性的マイノリティ(少数者)の総称としても使われています。

こうしたことから、性の多様性に関する正しい情報の提供や理解促進に向けた啓発活動を行うとともに、当事者などからの相談・支援に取り組むことが必要です。

今後は、固定的な性別役割分担意識に捉われない生き方を認める取組から、互いの個性や違いを認め合う多様性が尊重される施策が求められています。

図25 LGBT の認知状況 (「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」(令和2年))





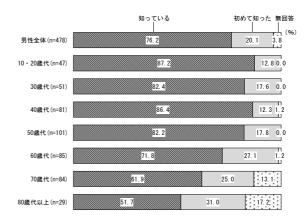


図26 性自認について悩んだことの有無 (「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」(令和2年))

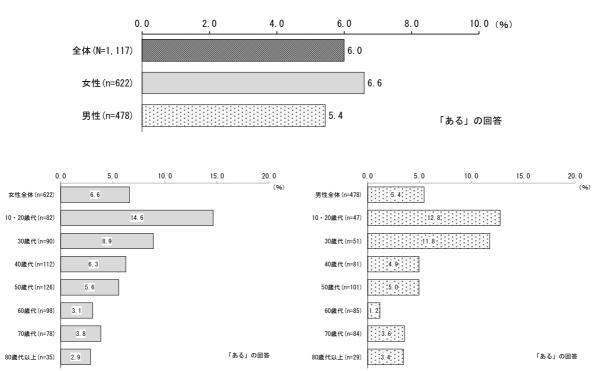
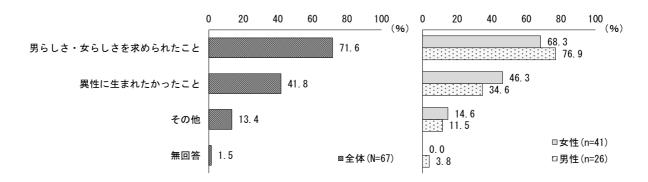


図27 性自認について悩んだ内容 (「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」(令和2年))



啓発物の発行や講座の開催等を通して、性の多様性への理解を深めるとともに、当事者などからの相談・支援に取り組みます。

性の多様性への 理解・促進

- ・ 啓発物の発行
- ・性の多様性に関する講座・職員研修 新規
- •性自認・性的指向に関する相談(LGBTs相談) 新規

施策の方向 2

人権啓発紙の発行等を通して、互いの個性や違いを認め合う人権尊重の意識づくりに努めます。

互いの個性や違いを 認め合う人権尊重の 意識づくり

- ・メディア・リテラシー向上に向けた講座
- ・ 多様性に関する講座・講演会
- ・人権啓発紙による啓発(区民向け)
- ・人権啓発紙による啓発(企業向け) 新規【再掲】
- ・ 職員を対象とした男女平等に関する人権研修
- ・ 学校での人権教育の推進
- 人権教育に関する研修等
- ・情報教育の推進(情報教育担当職員研修)
- 不健全図書類に対する規制への支援【再掲】

推進体制 男女平等・男女共同参画の実現に向けた 推進体制

男女平等・男女共同参画の実現に向けて、男女平等推進センター機能の充実を図るとともに、区・区民・民間団体との協働による推進体制を強化します。また、区だけでは解決できない課題を解決するため、国・東京都等との連携を進めます。

課題① 推進体制の強化

男女平等・男女共同参画の実現に向けて、葛飾区の拠点施設である男女平等推進センターが、積極的に区民や事業所に情報提供を行い、学習機会の充実等を図る必要があります。

「区民意識調査」によると、葛飾区男女平等推進センター(ウィメンズパル)の認知 状況については、女性は5割近くを占めていますが、男性は3割台にとどまっています (図28)。また、事業の参加・利用意向では、「相談事業」「学習・交流のための会議室 や学習室」「男女平等に関する講座・講演会」と続いています(図29)。

拠点施設として、葛飾区男女平等推進センター(ウィメンズパル)の認知度をさらに 高め、より多くの区民に活用され、講座・講演会や相談、図書資料室など様々な事業に 関心を持っていただけるように充実させていくことが必要です。

男女平等・男女共同参画の実現に向けた計画の推進にあたっては、施策の進捗状況を定期的に評価し、改善等の進行管理を行いながら、区民や民間団体、事業者などと連携・協働して取組を推進することが求められています。

図28 葛飾区男女平等推進センター(ウィメンズパル)の認知状況 (「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」(令和2年))

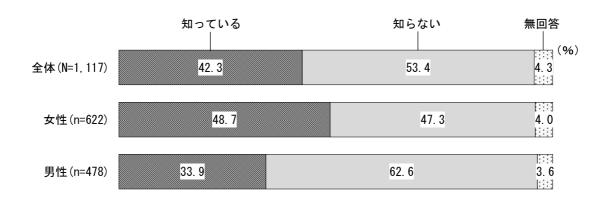
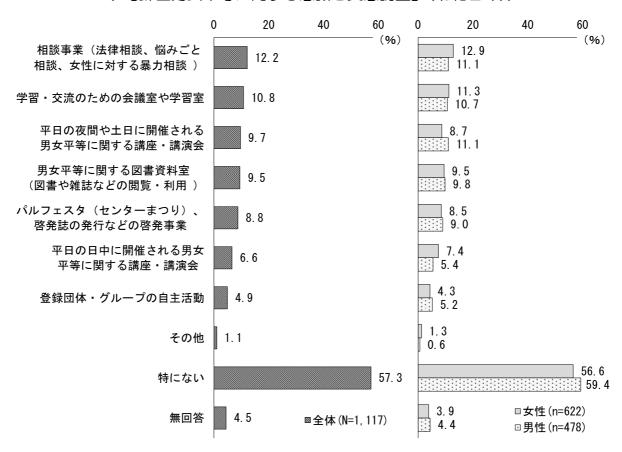


図29 葛飾区男女平等推進センター事業の参加・利用意向 (「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」(令和2年))



多くの区民に活用され、男女平等・男女共同参画に関する様々な事業に関心を持っていただけるよう、男女平等推進センター機能の充実を図ります。

男女平等推進 センター機能 の充実

- ・男女平等推進センター及びセンター事業の周知・情報発信
- 男女平等に関する書籍等の収集・提供
- 各種相談事業
- ・女性に対する暴力相談(DV 相談)【再掲】
- ・相談事業における一時保育
- ・男女平等・男女共同参画に関する普及・啓発【再掲】
- ・男女平等に関する講座・講演会【再掲】
- ・パルフェスタ(男女平等推進センターまつり)【再掲】

施策の方向 2

区・区民・民間団体との連携・協働により、男女平等事業を推進します。

区・区民・民間団体間の連携と協働

- ・「葛飾区男女平等推進計画進捗状況調査」の実施・公表
- 男女平等推進本部
- 男女平等推進審議会
- 男女平等苦情調整委員会
- ・パルフェスタ(男女平等推進センターまつり)【再掲】
- DV 防止関係機関連絡会の開催 【再掲】

課題② 国・東京都との連携

男女平等・男女共同参画の実現にあたっては、区だけでは解決できない課題も多く存在しています。法や制度の整備、規制等については、国・東京都など関係機関との協力が必要となります。情報交換を行うなど、積極的に連携を図りながら課題の解決に向けて取り組みます。

3 計画事業一覧

目標1 男女平等意識を高め、男女共同参画を推進します

事業番号	事業名	所管課	事業内容
1	学校における男女平等にかかわる適 正な指導	指導室	「東京都男女平等参画基本条例」に基づき、男女が互いの 違いを認めつつ個人として尊重される本質的平等の理念の 理解のため、男女平等教育を適正に推進します。
2	男女平等教育の視点における性教育 の実施	指導室	児童・生徒等が生命・人間尊重、男女平等に基づいて、互 いの性を尊重し、意思決定能力を身に付け、望ましい行動 がとれるよう、発達段階に適応した性教育を実施します。
3	男女平等教育を進めるための教員研 修	指導室人権推進課	教員自身の男女平等教育に関する理解を深めるため、全区 立小中学校・幼稚園の人権教育担当者を対象に指導室と人 権推進課との共催で研修会を行います。
4	男女平等保育を進めるための保育士 研修	保育課人権推進課	保育に携わる職員を対象に男女平等に関する研修会を実施します。
5	男女平等・男女共同参画に関する普及・啓発	人権推進課	男女共同参画週間や男女平等推進センターにおける講座・ 講演会等の取組を「広報かつしか」やSNSを活用し、区民 に周知するとともに、男女平等に関する意識づくりや情報 提供のための啓発物等を作成・配布します。
6	男女平等に関する講座・講演会	人権推進課	男女平等の意識づくりと啓発に向けた学習の場・機会として、男女平等に関する様々な講座・講演会を開催します。
7	固定的性別役割分担意識にとらわれ ない職業観の育成	人権推進課	固定的性別役割分担意識にとらわれず、自分の興味や能力を活かす進路・職業を主体的に選択できるよう、学生やその保護者を対象に講座・講演会を開催します。
8	かつしか区民大学	生涯学習課	「多様な学びによる自己実現」、「地域に貢献できる人材育成」、「区民の参画・協働による運営」を重点方針とし、庁内連携を進める中で男女平等、人権尊重を基調とした講座・講演会を開催します。
9	パルフェスタ(男女平等推進セン ターまつり)	人権推進課	男女平等推進センター登録団体の活動発表と区の主催事業を実施し、広く区民に男女平等推進センターをアピールし、来館者に男女平等について考えるきっかけを提供します。
10	地域団体向け講座開催支援	人権推進課	地域での男女平等の意識づくりを進めるため、男女平等に 関する学習・講座の開催を希望する地域団体に対し、講座 の企画内容をアドバイスし、開催・運営を支援します。
11	家庭教育応援制度	地域教育課	乳幼児や小・中学生の保護者組織、子どもの育成に関わる機関等が、保護者向けの家庭教育に関する学習会を開催する際に、講師を派遣し、その講師謝礼を助成します。

事業番号	事業名	所管課	事業内容
12	防災に関わる講座	危機管理課 人権推進課	地域における防災活動について、区と区民がともに、男女 平等の視点から考えます。
13	女性のための防災対策等検討委員会【新規】	危機管理課	女性のための防災について議論し、防災会議に答申を提出、それに基づいて地域防災計画の修正や女性の防災施策を前進させます。
14	審議会等への女性の積極的な登用	関係各課	区の審議会・委員会等への女性の登用について、所管する 各課において積極的に取り組み、女性の参画比率を高めて いきます。
15	「審議会等への女性の参画促進に関する指針」の活用による女性の登用 促進	人権推進課	政策・方針決定過程への女性の参画を進めるための指針を活用し、審議会等委員の改選時をとらえ、女性の参画をより積極的に働きかけます。
16	「政策・方針決定過程への女性の参 画状況調査」の実施・公表	人権推進課	政策・方針決定過程にかかる審議会等委員について、女性 委員の参画率を調査し、その結果を公表します。
17	葛飾区女性職員活躍推進計画 第二期 (特定事業主行動計画)に基づく女 性職員の職業生活における活躍の推 進	人事課	女性職員の意欲向上や計画的な育成、キャリア形成支援等 の取組みを行います。

目標2 自分自身を大切にし、希望するライフスタイルを選択できるよう支援します

事業番号	事業名	所管課	事業内容
18	ワーク・ライフ・バランスに関する 普及・啓発	人権推進課	ワーク·ライフ·バランスへの理解と普及を図るため、イベントにおける普及活動等を行います。
19	ワーク・ライフ・バランスの実現に 向けた講座・講演会	人権推進課	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、その意義やライフスタイルに応じた多様な働き方に関する講座を開催します。
20	ワーク・ライフ・バランス情報誌の 発行【新規】	人権推進課	ワーク・ライフ・バランスの理解促進のために情報誌を作成しイベント等で配布します。
21	葛飾区職員次世代育成支援計画 第四期(特定事業主行動計画)に基づくワーク・ライフ・バランスの推進	人事課	長時間労働の見直しや柔軟な働き方の整備を行い、職員の ワーク・ライフ・バランス実現を図ります。
22	職員一人一人が活躍できる職場環境 づくり	人材育成課	職員一人一人が仕事の進め方や内容を見直すことで、ワーク・ライフ・バランスのとれた働き方を実現するとともに、誰もが活きいきと活躍できる職場づくりを推進します。

事業番号	事業名	所管課	事業内容
23	保育園等の多様な保育サービスの充実	育成課 子育て支援課	地域の保育需要を見据えて需給バランスの維持を図り、年間を通して利用しやすい保育環境の充実を実現するとともに、延長保育や休日保育、病児・病後児保育等の実施により多様な保育サービスに対応し、仕事と子育てを安心して両立できる環境を構築します。
24	放課後児童健全育成事業(学童保育クラブ事業)	育成課 放課後支援課	放課後帰宅しても保護者の就労等の理由で監護が必要な小学生に遊び及び生活の場を与え、指導・健全育成を図ります。私立学童保育クラブに対しては、運営経費の一部を助成します。また、小学校内を中心に学童保育クラブの設置を推進します。
25	ファミリー・サポート・センター事 業	育成課	サポート会員(子育てを支援する人)がファミリー会員 (子育て支援を必要とする人)に対して、保育園の送迎や 帰宅後の援助等、必要なサービスを提供します。会員登録 制・住民参加型の有償サービスです。
26	ショートステイ・トワイライトステ イ事業	子ども家庭支援課	保護者の病気・出産・出張・育児不安などの理由で育児が 困難なとき、保護者の子育てを支援するとともに児童の健 全な育成及び資質の向上を図るため、一時的に夜間保育や 短期宿泊保育事業を行います。
27	ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣 事業	福祉管理課(社会福祉協議会)	ひとり親家庭等で日常生活において家事または育児等に支障を生じている場合に一定期間ホームヘルパーを派遣します。
28	重症心身障害児(者)等在宅レスパ イト事業	障害福祉課	区と委託契約した訪問看護ステーション等の看護師が、区から利用決定を受けた対象者の自宅に出向き、介護者である家族が行っている医療的ケア等を一定時間代替します。
29	しあわせサービス事業	福祉管理課(社会福祉協議会)	65歳以上の高齢者やひとり親家庭の児童等を対象に、区 民の参加と協力を得て、有料で家事援助や簡単な介助サー ビスを提供する支え合いの事業を行います。
30	在宅高齢者福祉サービス	高齢者支援課	在宅での自立生活を維持するために、住宅改修や食事の配達などのサービス・支援を提供し、安心できる在宅生活の継続を図ります。
31	葛飾区職員次世代育成支援計画 第四 期(特定事業主行動計画)に基づく 仕事と子育て・介護等との両立のた めの環境整備	人事課	子育て支援制度等の認知度を高めるための取組みや子育て 支援制度等を利用しやすい職場環境の整備を行います。
32	ワーク・ライフ・バランス支援アド バイザー派遣事業	人権推進課	区内中小企業を対象にアドバイザー(社会保険労務士)を派遣し、ワーク・ライフ・バランスの啓発及び育児・介護休業法に則った就業規則の整備を支援します。
33	企業向けセミナー	人権推進課	ワーク・ライフ・バランスの推進や育児・介護休業制度の定着を図るため、区内の企業向けにセミナーを開催します。
34	女性のための再就職講座	人権推進課	出産・育児・介護等で離職した女性が再就職するために必要な情報をさまざまな角度から提供し、再就職に役立つ講座や講演会を開催します。

事業番号	事業名	所管課	事業内容
35	キャリアアップ支援講座(勤労者資 格取得等講座事業)	産業経済課	女性の社会進出やキャリア向上を目的に、国家資格・民間 資格取得のための講座を開催します。
36	女性の就業・創業支援事業	産業経済課	就業・創業を目指す区民を対象にセミナー等を実施します (女性限定セミナー含む)。
37	葛飾区職員次世代育成支援計画 第四 期(特定事業主行動計画)に基づく 男性職員の家庭生活への参画促進	人事課	男性職員の育児休業等の取得促進を図ります。
38	男性向けの家事や子育て等に関する講座	人権推進課	男性の家事・育児・介護への参画が進むよう、意識啓発に 関する事業や情報提供を行います。
39	ゆりかご面接(ゆりかご葛飾)【新 規】	青戸保健センター	安心して出産を迎えられるよう実施するゆりかご面接において、父親・パートナー向けの情報提供を行います。
40	ハローベビー教室・パパママ学級 (母親学級)	子ども家庭支援課	男性の家庭生活参画を支援するため、妊娠中のパートナーと一緒に参加するハローベビー教室・パパママ学級を開催します。講座の参加などをきっかけとした男性同士のネットワークづくりを支援します。
41	育児学級(2か月児・5か月児)	子ども家庭支援課	2か月児及び5か月児を持つ保護者が、月齢別の保育や離乳食等の学習を行い、安心して子育てができるようグループワークを通して仲間作りを行います。
42	健康づくり健康診査	健康づくり課	ほかに健診を受ける機会のない、20歳から39歳の方または3歳未満の子どもを持つ親を対象に、区内指定医療機関において無料で健康診査を実施します。
43	特定健康診査	国保年金課	生活習慣病の発症や重症化を予防するため、40歳から7 4歳までの葛飾区国民健康保険の被保険者を対象に、区内 指定医療機関において無料で健康診査を実施します。
44	基本健康診査	健康づくり課	制度上、特定健康診査・長寿医療健康診査を受診できない 生活保護受給者等を対象に、区内指定医療機関において無料で健康診査を実施します。
45	成人歯科健康診査【新規】	健康づくり課	40・45・50・55・60・65・70歳の区民を対象に区 内指定歯科医療機関において無料で歯科健康診査を実施し ます。
46	長寿医療健康診査【新規】	国保年金課	高齢者の心身の特性に応じた健康の保持増進のため、後期 高齢者医療制度の被保険者を対象に、区内指定医療機関に おいて無料で健康診査を実施します。
47	長寿歯科健康診査【新規】	健康づくり課	76歳、81歳の区民を対象に区内指定歯科医療機関において無料で歯科健康診査(口腔内診査及び口腔機能診査)を実施します。また、口腔機能の維持向上のためのフォロー教室を健康プラザ等において無料で実施します。

事業番号	事業名	所管課	事業内容
48	妊婦健康診査	子ども家庭支援課	安全な出産ができるよう、妊娠中の健康管理として、妊婦健康診査14回、子宮頸がん検診、超音波検査について、 費用の一部を助成します。
49	妊婦歯科健康診査	健康づくり課	妊婦を対象に区内指定歯科医療機関において無料で歯科健 康診査を実施します。
50	産後ケア(ゆりかご葛飾)【新規】	青戸保健センター	安心して子育てができるよう、産後ケア(産婦健康診査・ 宿泊ケア・乳房ケア・デイケア)について、費用の一部を 助成します。
51	親と子のこころの相談室	子ども家庭支援課	産後に発症しやすい「産後うつ」の早期発見及び発症予防のため、精神科医等の診察やカウンセリングを実施し、親への早期支援を行います。
52	乳がん検診	健康づくり課	40歳以上の女性を対象に隔年で、区内指定医療機関で視触診を実施し、異常がなかった方は、保健所・保健センター等において実施するマンモグラフィ検査を受診できます。(自己負担額1,000円:マンモグラフィ検査時に支払)
53	子宮頸がん検診	健康づくり課	20歳以上の女性を対象に、区内指定医療機関で子宮頸が ん検診を実施します。(自己負担額1,000円)
54	通所型住民主体サービス運営支援(介護予防事業)	地域包括ケア担当課	高齢者の交流の場である「高齢者等サロン」や介護サービス事業者等が実施する高齢者の介護予防及び重度化防止のための緩和型デイサービス「ミニ・デイサービス」を行う団体に対し、運営支援を行います。
55	「性と生殖に関する健康と権利」に 関する講座	人権推進課	生涯にわたる女性の健康づくりや女性特有の健康問題、また、生殖に関して女性が主体的に考え自己決定を行うことなどについての情報提供や講座・講演会を行います。
56	エイズ・性感染症対策の充実	保健予防課	正しい知識の普及啓発によりエイズ・性感染症予防の充実を図ります。また、若年者の感染拡大予防のため、エイズ即日検査の実施及び性感染症予防教育を行います。
57	妊娠・出産どうしようコール〜妊 娠・出産に戸惑いのあるあなたへ〜	子ども家庭支援課	妊娠が分かって悩んでいる方、出産後の養育について心配のある方が匿名で相談できる専用相談ダイヤルです。専門の職員が一緒に考え、相談内容に合った支援を行います。
58	特定不妊治療費助成事業	子ども家庭支援課	医療保険が適用されない特定不妊治療(体外受精及び顕微 授精)及び男性不妊治療に係る費用の一部を助成し、経済 的な負担を軽減します。
再掲事業	 ・固定的性別役割分担意識にとらわれない職業観の育成(人権推進課) ・放課後児童健全育成事業(学童保育クラブ事業)(育成課、放課後支援課) ・ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業(福祉管理課(社会福祉協議会)) ・葛飾区女性職員活躍推進計画 第二期(特定事業主行動計画)に基づく女性職員の職業生活における活躍の推進(人事課) ・家庭教育応援制度(地域教育課) ・葛飾区職員次世代育成支援計画 第四期(特定事業主行動計画)に基づく男性職員の家庭生活への参画促進(人事課) ・男女平等教育の視点における性教育の実施(指導室) 		

目標3 誰もが安全・安心して暮らせる環境を整備します

事業番号	事業名	所管課	事業内容
59	女性に対する暴力をなくす運動の推進	人権推進課	「女性に対する暴力をなくす運動」として、講座の開催を はじめ、パープルリボン・啓発カード等の配布やパネル展 示などの啓発活動を行います。
60	若年層に向けた啓発	人権推進課	若年層を対象として「デートDV(交際相手間の暴力)」 の防止に関する講座等を行い、暴力やハラスメント防止意 識を育みます。
61	配偶者暴力防止に関する冊子等の作成・配布及び相談窓口の周知	人権推進課	被害者が早期に相談して、さまざまな支援情報が得られるよう、区の相談窓口周知カードの発行や冊子等の配布・設置場所の拡充を図ります。
62	子どもとその家庭に関するさまざま な相談	子ども家庭支援課	「子どもとの接し方がわからない」「子どもの愛し方がわからない」などの悩みを持つ親に対する相談支援を通して、児童虐待を予防します。
63	要保護児童対策地域協議会	子ども家庭支援課	要保護児童、要支援児童の早期発見・適切な保護のため、 関係機関で情報の共有等を行い、配偶者暴力等の早期発見 につなげます。
64	高齢者虐待防止事業	高齢者支援課	高齢者虐待に関する相談・通報を受け、高齢者総合相談センターと協力し、状況に応じて高齢者虐待防止法や老人福祉法に基づく措置等を行います。また、高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会を開催し、虐待防止に関する普及啓発や関係機関の職員による多職種の連携強化を図ります。
65	配偶者暴力相談支援センター事業の 取組	人権推進課	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、相談業 務をはじめとする、様々な支援を行います。
66	女性に対する暴力相談(DV相談)	人権推進課	暴力を受けた被害者に対して、専門カウンセラーが相談に 応じます。
67	DV防止関係機関連絡会の運営	人権推進課	被害者支援に関わる所管課及び警察・病院との連絡会議を 開催し、被害者保護や自立のための連携を強化します。
68	窓口職員等研修	人権推進課	配偶者暴力に関する正しい認識と二次被害防止のため、窓口職員をはじめとする全職員を対象としたDVに関する研修を行います。
69	住民基本台帳事務における支援措置	戸籍住民課	DV等被害者からの申出に対し、専門的な知識を持った者が相談業務を行い、加害者からの被害者の住民票の写し及び戸籍附票の写しの交付請求並びに住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求があった場合、原則として拒否します。

事業番号	事業名	所管課	事業内容
70	女性相談	東西生活課	日常生活を営む上で問題を有する女性や配偶者暴力被害者 について、婦人相談員が広く相談を受け付けるとともに、 婦人相談所等の関係機関と連携しながら必要な保護を図 り、自立に向けた支援を行います。
71	ひとり親家庭相談	子育て支援課	生活上の問題や配偶者等からの暴力により被害を受けた母子に対して、心身の健康状態、生活、経済状況等を聞き取り、住まい・生活・子に関する支援及び助言を行います。
72	DV被害者に関する情報の適切な取り扱い	関係各課(※)	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律をはじめとする関係法令等を基に、住民情報共通データベースと連携する各課が連携を図りながら、保有する被害者の個人情報の管理を徹底します。
73	都営住宅優先抽選の情報提供	住環境整備課	都営住宅募集に際して優遇抽選制度の情報提供を行い、住宅に困っている家庭を支援します。
74	暴力防止に向けた普及・啓発	人権推進課	広報かつしか等で若年層の性暴力をはじめ、さまざまな暴力被害予防のための周知を図ります。合わせて、相談先の周知や講座の開催等を行うことで暴力防止の啓発も行います。
75	人権啓発紙による啓発(企業向け) 【新規】	人権推進課	企業向け人権啓発紙において、人権に関する記事の掲載や 情報提供などを行います。
76	ハラスメント相談・苦情処理委員会 の運営	人事課	職員のセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント及び妊娠・出産・育児又は介護に関するハラスメントを対象とした問題解決、再発防止、抑止力としての委員会及び相談員を常設します。
77	不健全図書類に対する規制への支援	地域教育課	東京都青少年の健全な育成に関する条例の規定による不健 全図書類の規制の遵守状況について、区から推薦している 東京都青少年健全育成協力員による販売店等への環境浄化 活動を支援することにより、不健全図書類に対する規制の 実効性を高めます。
78	包括的な支援体制の整備【新規】	福祉管理課	複雑化・複合化する福祉の各分野を超えた様々な課題に対応するため、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援体制の整備、様々な地域資源を開拓しながら、地域社会とのつながりを回復するための支援(参加支援)、地域社会からの孤立を防ぎ、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援の3つの取組を推進することで、一人一人の実情に寄り添った支援体制を構築していきます。
79	育児支援訪問事業	子ども家庭支援課	若者や生活状況が不安定な妊婦及び産後うつや育児不安の 強い母親に対して、ヘルパーや保育士等が家庭を訪問し、 家事や育児に関する相談・支援を行います。
80	ひとり親家庭自立支援事業	子育て支援課	ひとり親家庭の母又は父の経済的自立に向け、就職に有利 な資格取得の促進や就労専門相談員が作成する自立支援プログラムを活用した就労支援を行います。
81	養育費の受け取り支援事業【新規】	子ども応援課	離婚時の養育費取り決めの重要性の啓発を行うとともに、 養育費の取り決めに要した費用の一部や養育費立替保証契 約に係る初回保証料の助成を行います。

事業番号	事業名	所管課	事業内容
82	若者支援体制の整備【新規】	子ども応援課	葛飾区在住の義務教育終了後、概ね15歳から39歳以下の様々な悩みを持つ若者及びその家族、支援者からの相談を受け、関係機関と連携して適切な支援を行う。
83	障害者就労支援事業	障害福祉課	障害者の一般就労の機会の拡大を図るとともに、障害者が 安心して働き続けられるように支援することにより、障害 者の自立と社会参加を一層促進します。
84	障害者の日中活動の支援	障害福祉課	常時介護が必要な身体又は知的に障害のある方の日中活動を支援するサービスとして、通所による生活介護サービスや地域活動を支援する場の提供などを区内通所施設(生活介護施設等)で、行います。
85	外国人生活相談	文化国際課	外国人区民の日常生活全般や各種手続き、制度に関する相談を行います。
再掲事業	・育児支援訪問事業(子ども家庭支援課) ・配偶者暴力防止に関する冊子等の作成・配布及び相談窓口の周知(人権推進課) ・子どもとその家庭に関するさまざまな相談(子ども家庭支援課) ・高齢者虐待防止事業(高齢者支援課) ・配偶者暴力相談支援センター事業の取組(人権推進課) ・女性に対する暴力相談(DV相談)(人権推進課) ・DV防止関係機関連絡会の運営(人権推進課) ・窓口職員等研修(人権推進課) ・ 企民基本台帳事務における支援措置(戸籍住民課) ・ 女性相談(東西生活課) ・ ひとり親家庭相談(子育て支援課) ・ ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業(福祉管理課(社会福祉協議会)) ・ しあわせサービス事業(福祉管理課(社会福祉協議会)) ・ 在宅高齢者福祉サービス(高齢者支援課) ・ 重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業(障害福祉課) ・ 親と子のこころの相談室(子ども家庭支援課) ・ 都営住宅優先抽選の情報提供(住環境整備課)		

※…関係する所管課は次のとおり。

(人権推進課・情報政策課・戸籍住民課・税務課・収納対策課・高齢者支援課・障害福祉課・障害者施設課・ 国保年金課・介護保険課・東西生活課・地域保健課・青戸保健センター・金町保健センター・子育て支援課・ 学務課・保育管理課・子ども家庭支援課・選挙管理委員会事務局・危機管理課)

目標4 互いの人権を尊重し、平等な社会を実現します

事業番号	事業名	所管課	事業内容
86	啓発物の発行	人権推進課	性の多様性への理解促進を図るため、啓発物を作成・配布します。
87	性の多様性に関する講座・職員研修 【新規】	人権推進課	性の多様性への理解促進を図るため、区民向け講座及び職 員向け研修を開催します。

事業番号	事業名	所管課	事業内容
88	性自認・性的指向に関する相談 (LGBTs相談)【新規】	人権推進課	誰にも相談できない等の悩みを抱える本人やその家族及び 友人等に対して、日常生活における課題、不安等の解決に 向けて相談に応じます。
89	メディア・リテラシー向上に向けた 講座	人権推進課	TVや新聞だけでなく、インターネットやSNSなどから情報を取捨選択して活用することを目指した講座を開催します。
90	多様性に関する講座・講演会	人権推進課	性別や文化、価値観などの違いにとらわれることなく、個人の人権が尊重され、その能力を充分に発揮できる社会を目指し、多様性に関する講座を開催します。
91	人権啓発紙による啓発(区民向け)	人権推進課	全戸配布による人権啓発紙において、人権に関する記事の掲載や情報提供などを行います。
92	職員を対象とした男女平等に関する 人権研修	人材育成課	新規採用職員をはじめ、主任や係長、管理職に昇任する職員を対象とする職層研修において、男女平等を含む人権推進に関するカリキュラムを実施します。
93	学校での人権教育の推進	指導室	児童・生徒等が発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性を理解し、自分の大切さとともに他者の大切さを認められるようになること等を目標に人権教育を推進します。
94	人権教育に関する研修等	指導室	教育委員会の教育目標や基本方針に記されている人権尊重 の精神を児童・生徒にはぐくむため、教員の人権教育に関 する知識や理解を深めるため研修を実施します。
95	情報教育の推進(情報教育担当職員 研修)	指導室	子どもたちの情報活用能力の向上と、人権感覚を備えたメディア活用能力の育成を図るため、各校の情報教育担当者を対象とした指導力向上研修会を実施します。
再掲事業	・人権啓発紙による啓発(企業向け)【新規】(人権推進課)・不健全図書類に対する規制への支援(地域教育課)		

推進体制 男女平等・男女共同参画の実現に向けた推進体制

事業番号	事業名	所管課	事業内容
96	男女平等推進センター及びセンター 事業の周知・情報発信	人権推進課	広報活動やイベントの開催などを通じて、男女平等推進センターや実施事業の周知を行い、センターの認知度向上及び利用促進を図ります。
97	男女平等に関する書籍等の収集・提供	人権推進課	男女平等に関する書籍や資料を収集し、図書資料室やセン ター内に配架し情報提供を行います。
98	各種相談事業	人権推進課	女性のさまざまな悩みに対して弁護士やカウンセラーが相 談に応じます。男性の悩みごとについても、電話相談を行 います。
99	相談事業における一時保育	人権推進課	男女平等推進センターで行っている女性のための各種相談 を気軽に利用できるよう、相談時間中の一時保育を実施し ます。
100	「葛飾区男女平等推進計画進捗状況 調査」の実施・公表	人権推進課	本計画の推進状況を毎年調査し、結果を区ホームページ等で公表します。
101	男女平等推進本部	人権推進課	男女平等推進計画の推進を図るため、庁内組織である推進 本部を運営し、全庁を挙げて取組を進めていきます。
102	男女平等推進審議会	人権推進課	葛飾区の男女平等推進施策を推進するため、男女平等推進 審議会を開催し、計画の進捗評価等を行います。
103	男女平等苦情調整委員会	人権推進課	男女平等社会の実現を阻害すると考えられる区の施策や事業、職場や地域等に対する苦情の申し立てを受け付けます。
104	男女平等の諸施策の充実に向けての 国・東京都への要請	人権推進課	法の整備や諸制度の充実について、国や東京都など関係機関と積極的に連携を図り、施策の推進に取り組みます。
再掲事業	・女性に対する暴力相談(DV相談)(人権推進課) ・男女平等・男女共同参画に関する普及・啓発(人権推進課) ・男女平等に関する講座・講演会(人権推進課) ・パルフェスタ(男女平等推進センターまつり)(人権推進課) ・DV防止関係機関連絡会の運営(人権推進課)		

- 72 -